

松江市汚水処理施設管理委託共通仕様書

令和6年4月1日改定

松江市汚水処理施設管理委託共通仕様書目次

第1編 共通編.....	- 5 -
第1章 総則.....	- 5 -
第1節 総則.....	- 5 -
1-1-1-1 適用.....	- 5 -
1-1-1-2 用語の定義.....	- 5 -
1-1-1-3 設計図書の照査等.....	- 12 -
1-1-1-4 施行計画書.....	- 13 -
1-1-1-5 監督職員の権限.....	- 14 -
1-1-1-6 技術者の責務.....	- 15 -
1-1-1-7 業務の下請負.....	- 16 -
1-1-1-8 施行体制台帳.....	- 16 -
1-1-1-9 受注者相互の協力.....	- 16 -
1-1-1-10 調査・試験に対する協力.....	- 17 -
1-1-1-11 設計図書の変更.....	- 17 -
1-1-1-12 支給材料および貸与物件.....	- 17 -
1-1-1-13 現場発生品.....	- 18 -
1-1-1-14 業務完了検査.....	- 18 -
1-1-1-15 中間検査.....	- 19 -
1-1-1-16 施行管理.....	- 19 -
1-1-1-17 業務委託場所の管理等.....	- 19 -
1-1-1-18 履行報告.....	- 20 -
1-1-1-19 関係者に対する措置請求.....	- 20 -
1-1-1-20 作業中の安全確保.....	- 21 -
1-1-1-21 爆発及び火災の防止.....	- 22 -
1-1-1-22 後片付け.....	- 23 -
1-1-1-23 事故報告書.....	- 23 -
1-1-1-24 環境対策.....	- 23 -
1-1-1-25 道路使用の責任.....	- 23 -
1-1-1-26 諸法令の遵守.....	- 23 -
1-1-1-27 官公庁等への手続等.....	- 25 -
1-1-1-28 作業時期及び作業時間.....	- 26 -
1-1-1-29 保険の付保及び事故の補償.....	- 26 -

1-1-1-30 臨機の措置	- 26 -
第2節 提出書類	- 27 -
1-1-2-1 提出書類	- 27 -
第2編 処理場編	- 28 -
第1章 処理場の施設管理	- 28 -
第1節 保守点検	- 28 -
2-1-1-1 施行計画書に基づく保守点検の実施	- 28 -
2-1-1-2 水質測定	- 28 -
2-1-1-3 修理、修繕	- 29 -
2-1-1-4 臨機の措置	- 29 -
第2節 保守点検に伴わない修理・修繕	- 30 -
2-1-2-1 修理・修繕の実施	- 30 -
第3節 汚泥処分	- 30 -
2-1-3-1 汚泥処分の実施	- 30 -
第4節 処理施設の清掃	- 31 -
2-1-4-1 処理施設の清掃（法令に定めのあるもの）	- 31 -
第5節 施設管理上の技術上の基準	- 31 -
2-1-5-1 各施設の管理上の基準	- 31 -
2-1-5-2 各施設の巡視、保守点検、及び清掃回数の基準	- 32 -
2-1-5-3 汚泥処分の基準及び処分方法	- 32 -
第6節 作業体制	- 33 -
2-1-6-1 作業体制の実施	- 33 -
第2章 業務委託の報告	- 33 -
第1節 保守点検業務の報告	- 33 -
2-2-1-1 処理施設保守点検の管理基準	- 33 -
2-2-1-2 点検・調整にともなう修理の管理基準	- 33 -
2-2-1-2 修理・修繕の管理	- 34 -
第3編 ポンプ場編	- 34 -
第1章 ポンプ場の施設管理	- 34 -
第1節 保守点検	- 34 -
3-1-1-1 施行計画書に基づく保守点検の実施	- 34 -
第2節 保守点検に伴わない修理・修繕	- 35 -
3-1-2-1 修理・修繕の実施	- 35 -
第3節 作業体制	- 36 -
3-1-3-1 作業体制の実施	- 36 -
第4編 中継ポンプ施設編	- 36 -

第1章 中継ポンプの維持管理.....	- 36 -
第1節 保守点検.....	- 36 -
4-1-1-1 執行計画書に基づく保守点検の実施.....	- 36 -
4-1-1-2 不明水対策.....	- 37 -
第2節 保守点検に伴わない修理・修繕.....	- 38 -
4-1-2-1 修理・修繕の実施.....	- 38 -
第3節 作業体制.....	- 38 -
4-1-3-1 作業体制の実施.....	- 38 -
第5編 管渠施設編.....	- 39 -
第1章 管渠の詰り.....	- 39 -
第1節 管渠の詰り対応.....	- 39 -
5-1-1-1 管渠の詰りが発生した場合の対応.....	- 39 -
5-1-1-2 臨機の措置.....	- 40 -
第6編 公設浄化槽施設編.....	- 40 -
第1章 公設浄化槽施設の施設管理.....	- 40 -
第1節 保守点検.....	- 40 -
6-1-1-1 執行計画書に基づく保守点検の実施.....	- 40 -
6-1-1-2 水質測定.....	- 40 -
6-1-1-3 修理、修繕.....	- 41 -
6-1-1-4 臨機の措置.....	- 41 -
第2節 保守点検に伴わない修理・修繕.....	- 42 -
6-1-2-1 修理・修繕の実施.....	- 42 -
第3節 浄化槽の清掃.....	- 42 -
6-1-3-1 執行計画書に基づく「浄化槽の清掃」の実施.....	- 42 -
第4節 施設管理の技術上の基準.....	- 42 -
6-1-4-1 施設管理の技術上の基準.....	- 42 -
6-1-4-2 保守点検、水質測定及び清掃回数 の基準.....	- 43 -
第2章 業務委託の報告.....	- 44 -
第1節 保守点検業務の報告.....	- 44 -
6-2-1-1 施設保守点検の管理基準.....	- 44 -
第2節 水質測定結果の報告.....	- 44 -
6-2-2-1 水質測定の管理基準.....	- 44 -
第3節 浄化槽の清掃業務の報告.....	- 44 -
6-2-3-1 浄化槽清掃の管理基準.....	- 44 -
付表1（執行計画書関係）.....	- 44 -
付表2（技術者の責務の詳細）.....	- 47 -

付表 3 (担当技術者の責務の詳細)	- 50 -
付表 4 (管理基準等)	- 51 -
付表 5 (点検頻度)	- 71 -
付表 6 (水質基準)	- 80 -

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 適用

1. 適用業務

松江市が発注する集落排水（以下「集排」という。）処理施設、特定環境保全公共下水道（以下「特環」という。）施設、公共下水道（以下「公共」という。）施設及びし尿処理施設並びに公設浄化槽の施設維持管理及び運転管理業務（以下「業務」という。）に係る、業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び委託業務の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用にあたって、松江市財務規則及び松江市上下水道局の契約に関する規程に基づく契約であることを認識しなければならない。

3. 優先事項

契約書に添付されている図面、特記仕様書及び数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

4. 発注図書間の不整合

特記仕様書、図面、数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数量等が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

1-1-2 用語の定義

1. 流域関連公共下水道

主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するものであり、下水道法に定める汚水処理のための管路、マンホール、ポンプ施設、ポンプ場施設及び関連施設をいう。

2. 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては、既市街地及びその周辺の地域をいう。俗にいう白地の都市計画区域の人口密集地域を指す。）以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保

全するために施行されるもの、又は、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの及び、処理対象人口が概ね 1000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施行される汚水処理のための管路、マンホール、ポンプ施設、汚水処理施設及び関連施設をいう。

3. 公共下水道施設

下水道法に定める汚水処理のための管路、マンホール、ポンプ施設、汚水処理施設及び関連施設をいう。

4. 集落排水施設

農業集落排水処理施設及び漁業集落排水施設に関連する管渠、マンホール、ポンプ施設、処理場施設等をいう。

5. し尿処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）に基づき松江市が設置し、松江市上下水道局が管理するし尿処理施設。

6. その他の処理施設

松江市上下水道局が管理する集合合併浄化槽施設に関連する管渠、マンホール、ポンプ施設、処理場施設等をいう。

7. 公設浄化槽

松江市上下水道局が管理する戸別浄化槽及び小規模集合処理施設

8. 監督職員

本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、監督員を総称していう。

9. 総括監督員

本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議および関連工事の調整のうち重要なものの処理、監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

10. 監督員

主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものを除く）の処理、契約図書に基づく工程の管理、立会、確認、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。

11. 技術管理者（総括責任者）

技術管理者とは、受注者の契約に関する権限の委任を受け、この業務に従事する者への指揮権限を持ち、受注者に代わって発注者に対して協議、報告、承諾、助言ができる者をいう。

2 技術管理者の資格要件は別表－１のとおりとする。

12. 担当技術者（施設担当者）

担当技術者とは、技術管理者の指示により施設の保守点検を行い、その結果を技術管理者に報告ができる者をいう。

2 担当技術者の資格要件は別表－１のとおりとする。

13. 副担当技術者

副担当技術者とは、担当技術者の代行ができる者をいう。

2 副担当技術者の資格要件は別表－１のとおりとする。

14. 浄化槽保守点検業者

浄化槽保守点検業者とは、浄化槽の保守点検を行う者をいう。

2 浄化槽保守点検業者の資格要件は、別表－１のとおりとする。

15. 汚泥収集業者

汚泥収集業者とは、汚泥の収集運搬を行う者をいう。

2 汚泥収集業者の資格要件は別表－１のとおりとする。

16. 浄化槽清掃業者

浄化槽清掃業者とは、浄化槽の清掃作業に従事する者をいう。

2 浄化槽清掃業者の資格要件は、別表－１のとおりとする。

17. 現場責任者

現場責任者とは、管渠詰りの緊急対応業務の契約に関する権限の委任を受け、この業務に従事する者への指揮権限を持ち、受注者に代わって発注者に対して協議、報告、承諾、助言ができる者をいう。

18. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

19. 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

20. 仕様書

仕様書とは、各業務に共通する共通仕様書と各業務ごとに規定される特記仕様書を総称している。

21. 共通仕様書

共通仕様書とは、各業務の手順、品質、数量、頻度、作業方法等業務を遂行するうえで必要な技術的要求、作業内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

22. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、個別の業務内容に関する詳細または個別の業務内容に求める技術的要求を定める図書をいう。

なお、契約書及び設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

23. 現場説明書

現場説明書とは、業務委託の入札に参加するものに対して発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。

24. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

25. 数量総括表

数量総括表とは、業務委託に関する設計数量及び頻度等を示した書類をいう。

26. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

27. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

28. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

29. 提出

提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

30. 提示

提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

31. 報告

報告とは、受注者が監督職員に対し、業務の状況または結果について書面により知らせることをいう。

32. 通知

通知とは、発注者または監督職員と受注者または技術管理者の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

33. 連絡

連絡とは、監督職員と受注者または技術管理者の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書に特段の定めのない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

34. 書面

書面とは、手書き、印刷物等による帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。事前に監督職員の承諾を得たものについては、ファクシミリ又は電子メールをもって書面に代えることができる。

35. 管理写真

管理写真とは、着手前及び完了、また、管理の手段として各業務の作業状況及び完了後目視できない作業の状況、管理寸法、管理状況、業務中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

36. 帳票

帳票とは、施行計画書、打合せ簿、管理資料、数量管理資料等の定型様式の資料、及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

37. 書類

書類とは、写真及び帳票をいう。

38. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第8条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。

39. 管理台帳

管理台帳とは、設計図書に従って行った機器の修繕、交換等の完成状態を記録した台帳をいう。

管理台帳は、目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。

40. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

41. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

42. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

43. 検査

検査とは、契約書第30条に基づいて検査職員又は、発注者が指定する検査職員を代行する者が行う業務の完了の確認を行うことをいう。

2 部分完了の確認においても前項に準ずる。

44. 検査職員

検査職員とは、契約書第30条の規定に基づき、完了検査を行うために発注者が定めた者をいう。

45. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

46. 委託期間

委託期間とは、契約図書に明示した業務を委託する始期日から終期日までの期間をいう。

47. 業務開始日

業務開始日とは、業務の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

48. 着手日

着手日とは、始期日以降の実際の業務の実施初日をいう。

49. 業務

業務とは、契約図書に従って行う作業をいう。

50. 業務区域

業務区域とは、その他契約図書で定める土地または建物の区域をいう。

51. 現場

現場とは、業務を執行する場所及び業務の執行に必要な場所及び契約図書で明確に指定される場所をいう。

52. 現場発生品

現場発生品とは、業務の執行により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。ただし、別に定める物を除く。

53. 修理（または修繕）

修理とは、浄化槽法第3条第2項に定める「点検・調整にともなう修理」以外で不具合を治す行為または、機器を取り換える行為ならびに調整する行為をいう。

【別表－１】

施設管理に関わる技術者の資格要件は次のとおりとする。

※（ ）書き=公設浄化槽

職名	集落排水処理施設 (公設浄化槽) し尿処理施設	流域関連公共下水道 特定環境保全公共下水道
技術管理者 (総括責任者)	環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年3月30日厚生省令第17号)に定める浄化槽技術管理者の資格を有するもの。	下水道法施行令第15条の3に定める資格者。
担当技術者 (施設担当者)	浄化槽管理士	同上
副担当技術者	浄化槽管理士	同上
保守点検業者	浄化槽法(昭和58年5月18日法律第48号)第48条の条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の登録を受けた者	—
汚泥収集業者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)第7条による市町の許可を受けた者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)第14条による県知事の許可を受けた者
浄化槽 清掃業者	浄化槽法(昭和58年5月18日法律第48号)第35条による市長の許可を受けた者	—

1-1-3 設計図書の照査等

1. 関係図書の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に業務に関する図書を貸与することができる。ただし、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、業務着手前および執行途中において、自らの負担により設計図書の照査を行い、法令、省令、条例等に違反するおそれがある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面に

より提出し、確認を求めなければならない。

また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 非常通報装置（遠方監視装置）の通報先の確認

受注者は、受注後速やかに非常通報装置（遠方監視装置）の通報先（以下「異常通報先」という。）の確認を行わなければならない。

- 2 前項の確認の結果、異常通報先の変更が必要な場合は受注者の費用負担で変更しなければならない。
- 3 異常通報先は、確実に受信できる者を2名以上設定しなければならない。
- 4 不要となった異常通報先は削除しなければならない。
- 5 発注者から、受注者以外の者を異常通報先に設定するよう指示があった場合は、これに従わなければならない。
- 6 異常通報先の設定不備又は対応遅れによる責めは受注者が負う。

4. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-4 施行計画書

1. 一般事項

受注者は、着手前に業務を遂行するために必要な作業や手順等についての施行計画書を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

- 2 施行計画は、浄化槽法、下水道法等の関係法令、通達及び指針に基づき立案しなければならない。
- 3 管理基準等について、特に定めのない事項については、監督職員と協議の上頻度、基準を定め記載しなければならない。
- 4 特定環境保全公共下水道施設及び公共下水道施設の管理については、下水道法等に定めのない事項については、浄化槽法等の基準に準じて立案することとする。
- 5 受注者は、施行計画書を遵守し業務の執行に当たらなければならない。
- 6 受注者は、施行計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。なお、記載内容の詳細については、付表-2参照。

(1) 業務概要

(2) 施行方針（基本方針・概要）

- (3) 計画工程表
- (4) 現場組織
- (5) 使用機械
- (6) 主要機材
- (7) 作業方法（使用機械、機材含む）
- (8) 施行管理計画
- (9) 管理基準
- (10) 汚泥削減計画
- (11) 安全管理（安全教育を含む）
- (12) 緊急時の体制及び対応
- (13) 災害発生時対応体制
- (14) 環境対策
- (15) 現場作業環境の整備
- (16) 教育研修計画
- (17) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (18) その他

2. 変更施行計画書

受注者は、施行計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該業務に着手する前に変更に関する事項について、変更施行計画書を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

3. 詳細施行計画書

受注者は、施行計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施行計画書を提出しなければならない。

着手後、監督職員が指示した場合も同様とする。

1-1-5 監督職員の権限

1. 監督職員の権限

当該業務委託における監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。

2. 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-6 技術者の責務

1. 技術者の責務

本業務に従事する技術者は、最善の注意を払い各施設が正常に機能するように連携し業務にあたらなければならない。

2. 技術管理者の責務

技術管理者は、施設設置者の技術部門を担当するとの認識をもち、施設が正常に機能するとともに、経済的、効率的な運営ができるように努めなければならない。

担当する主たる業務は次のとおりとする。

なお、詳細については、付表-2参照。

- (1) 集落排水施設の浄化槽技術管理者の届け出。(浄化槽法適用施設に限る。)
- (2) 施設巡視による恒常的状況把握。
- (3) 施設の管理運営計画の発注者への提案。
管理運営計画については、監督職員の承諾を得ること。
- (4) 従事者への指示、命令。
- (5) 施設管理業務(修理委託・修繕を含む。)の結果の報告。
監督職員から報告の詳細な説明を求められたときは、説明をしなければならない。
- (6) 施設の管理運営改善のために行う発注者への提案、助言。
- (7) 施設の耐用度延期に係る整備計画の立案。
- (8) 機器修繕計画の立案。
- (9) 異常発生時、災害発生時の緊急対応。
- (10) 汚泥処理、清掃作業、機器修繕等の立会、確認、管理。
- (11) その他施設の運営管理に関する技術的業務。

3. 総括責任者の責務

総括責任者は、請負者の代表として発注者と連絡調整及び報告を行わなければならない。

4. 担当技術者の責務

担当技術者は、次の責務を担当するとともに、業務委託の内容について技術管理者に報告をしなければならない。

- (1) 技術管理者の指示による施設の保守点検
- (2) 管理運営の補助
- (3) 汚泥濃縮業務
- (4) 施設維持業務
- (5) その他担当処理場ごとの実務に関する総括

5. 施設担当者の責務

施設担当者は、公設浄化槽の機能を有効に発揮するため、保守点検並びに清掃を実施し、施設機器と放流水質の適正な維持管理に努めるとともに、業務委託の内容について総括責任者に報告をしなければならない。

6. 副担当技術者の責務

副担当技術者は、担当技術者にやむを得ない事由があるときに、担当技術者に代わってその責務を果たす。

1-1-7 業務の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、業務の実施につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が松江市の指名競争入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中ではないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負業務の履行能力を有すること。

1-1-8 施行体制台帳

1. 一般事項

受注者は、業務を履行するために締結した下請負の施行体制台帳を作成し、業務場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 名札等の着用

受注者は、業務に従事する者に名札又はネーム入りの作業着を着用させなければならない。

2 公設浄化槽の保守点検または保守点検に伴う修繕もしくは清掃等のために他人の所有する土地へ立ち入ろうとする場合は、松江市上下水道局発行の身分証明書を携行しなければならない。

3 前号に定める身分証明書は、土地所有者または関係者から提示の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3. 施行体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

1-1-9 受注者相互の協力

受注者は、関連業務の受注者と相互に協力し、業務を執行しなければならない。

1-1-10 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、業務現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-11 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-12 支給材料および貸与物件

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与物件は善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品精算書、支給材料精算書

受注者は、月報提出時に支給品精算書及び支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 返還

受注者は、不用となった支給材料または貸与物件を返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

5. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

6. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与物件を他の業務等に流用してはならない。

7. 所有権

支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-13 現場発生品

1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したのものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-14 業務完了検査

1. 業務完了通知書の提出

受注者は、契約書第29条の規定に基づき、業務完了通知書を監督職員に提出しなければならない。

2. 業務完了検査の要件

受注者は、完了通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての業務が完了していること。
- (2) 設計図書により義務付けられた記録写真、管理資料、関係資料等の整備がすべて完了していること。
- (3) 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、業務完了検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、業務内容を対象として契約図書と対比し、検査を行うものとする。

1-1-15 中間検査

1. 一般事項

受注者は、発注者が必要と認めた場合は、業務委託期間の途中であっても検査を受けなければならない。

2. 中間検査の時期

発注者が必要と認めた場合は、その時期を問わず事前の予告なく検査を行うことができる。

- 2 前項の検査について、受注者は協力しなければならない。
- 3 監督職員による立ち入り調査も同様とする。

3. 検査内容

検査職員または、監督職員は、設計図書と照合し業務の履行状況を検査することができる。

1-1-16 施行管理

1. 一般事項

受注者は、業務の施行にあたっては、施行計画書に示される作業手順に従い施行し、管理基準が仕様書及び関係法令に適合するよう、十分な施行管理をしなければならない。

2. 施行管理頻度、内容

監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す業務の管理の頻度及び内容を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 業務の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 水質試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 水質試験の結果に著しい変化があった場合
- (4) 汚泥の発生量、質に著しい変化があった場合
- (5) 電気・水道等の光熱費および通信費に著しい変化があった場合
- (6) 遠方監視装置による非常通報が多発する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

1-1-17 業務委託場所の管理等

1. 業務委託場所の管理

受注者は、業務委託場所の一部を使用する場合には、書面により発注者の許可を受けるとも

に受注者の責任において管理しなければならない。

- 2 業務委託場所を使用するにあたっては、施設および備え付けの備品の耐用度が短くならないように努めなければならない。
- 3 業務委託場所および周辺の整理・整頓に努めなければならない。
- 4 業務委託場所および周辺の清掃を行い清潔に努めるとともに、備え付けの備品についても清掃手入れを行わなければならない。
- 5 喫煙は、建物外に所定の場所を決めて灰皿を設置して行い、各自が消火を確認するとともに、撤収時には消火を確認の上灰皿の始末をすること。

2. 周辺への影響防止

受注者は、施行に際し施行場所周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施行しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等にて監督職員と速やかに協議しなければならない。また、影響が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で処理しなければならない。

3. 良好な作業環境の確保

受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所において良好な作業環境の確保に努めなければならない。

- 2 車両の通行がある場所では、必要に応じて交通誘導員を配置する等の安全対策を行い作業員の安全を確保しなければならない。

4. 安全確認

受注者は、作業開始前にガス検知器等を用いて作業員の安全を確保するとともに、異常を発見した場合は、速やかに監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

5. 記録及び関係書類

受注者は、作業前に行った安全確認について作業場所に備え付けた記録用紙に記録して保存しなければならない。

1-1-18 履行報告

受注者は、契約書第10条の規定に基づき、監督職員から業務の履行状況について報告を求められた場合は、履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

1-1-19 関係者に対する措置請求

1. 技術管理者に対する措置

発注者は、技術管理者が業務委託の目的の確保において、著しく不相当と認められるものがあ

るときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する措置

発注者または監督職員は、担当技術者、副担当技術者が業務の目的の確保に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1 - 1 - 20 作業中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、常に作業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 換気および作業用具

受注者は、作業中の事故防止のために必要な換気設備等を設置し作業員の安全を確保したうえで作業しなければならない。

2 受注者は、作業員に、作業員の事故防止のために必要な用具、器具を使用させて作業をおこなわせなければならない。

3. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

4. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、作業現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

5. 定期安全研修・訓練等

受注者は、着手後、作業員全員の参加により、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該業務内容等の周知徹底
- (3) 安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 作業における危険予知
- (5) その他、安全・訓練等として必要な事項

6. 施工計画書

受注者は、業務の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施行計画書に記載しなければならない。

7. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

8. 安全優先

受注者は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 18 年 6 月改定 法律第 50 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。

特に硫化水素等の悪性ガス、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

9. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

1-1-21 爆発及び火災の防止

1. 揮発油類の使用

受注者は、揮発油類の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、作業に使用する揮発油類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年十一月二十五日法律第八十八号）等関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 現地において揮発油を取り扱う場合は、火気に注意するとともに、換気をおこない事故の防止を徹底すること。

2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、作業中の火災予防のため、その火気の使用場所および日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、施設管理のために発生した草等を野焼きしてはならない。

1-1-22 後片付け

受注者は、作業終了後は、作業現場及びその周辺を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

1-1-23 事故報告書

受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、事故報告書を提出しなければならない。

1-1-24 環境対策

1. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

1-1-25 道路使用の責任

1. 道路を使用する作業

発注者が特に指定するもの以外の道路を使用する作業をする場合は、受注者の責任において使用するものとする。

1-1-26 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 会計法（平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (3) 労働基準法（平成 20 年 6 月改正 法律第 89 号）
- (4) 労働安全衛生法（平成 18 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (5) 作業環境測定法（平成 18 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (6) じん肺法（平成 16 年 12 月改正 法律第 150 号）
- (7) 雇用保険法（平成 22 年 3 月改正 法律第 15 号）
- (8) 労働者災害補償保険法（平成 22 年 3 月改正 法律第 15 号）
- (9) 健康保険法（平成 22 年 5 月改正 法律第 35 号）
- (10) 中小企業退職金共済法（平成 18 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (11) 出入国管理及び難民認定法（平成 21 年 7 月改正 法律第 79 号）
- (12) 道路法（平成 22 年 3 月改正 法律第 20 号）

- (13) 道路交通法（平成 21 年 7 月改正 法律第 79 号）
- (14) 道路運送法（平成 21 年 6 月改正 法律第 64 号）
- (15) 道路運送車両法（平成 20 年 4 月改正 法律第 21 号）
- (16) 河川法（平成 22 年 3 月改正 法律第 20 号）
- (17) 海岸法（平成 22 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (18) 港湾法（平成 22 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (19) 下水道法（平成 17 年 6 月改正 法律第 70 号）
- (20) 浄化槽法（昭和五十八年五月十八日法律第四十三号）
- (21) 環境基本法（平成 20 年 6 月改正 法律第 83 号）
- (22) 騒音規制法（平成 17 年 4 月改正 法律第 33 号）
- (23) 水質汚濁防止法（平成 22 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (24) 湖沼水質保全特別措置法（平成 22 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (25) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 22 年 5 月改正 法律第 34 号）
- (26) 電気事業法（平成 18 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (27) 消防法（平成 21 年 5 月改正 法律第 34 号）
- (28) 土壌汚染対策法（平成 21 年 4 月改正 法律第 23 号）
- (29) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（平成 22 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (30) 自然環境保全法（平成 21 年 6 月改正 法律第 47 号）
- (31) 河川法施行法（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (32) 計量法（平成 18 年 3 月改正 法律第 10 号）
- (33) 厚生年金保険法（平成 22 年 4 月改正 法律第 27 号）
- (34) 航路標識法（平成 16 年 6 月改正 法律第 84 号）
- (35) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 14 年 2 月改正 法律第 1 号）
- (36) 最低賃金法（平成 20 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (37) 職業安定法（平成 21 年 7 月改正 法律第 79 号）
- (38) 所得税法（平成 22 年 3 月改正 法律第 6 号）
- (39) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成 22 年 3 月改正 法律第 15 号）
- (40) 毒物及び劇物取締法（平成 13 年 6 月改正 法律第 87 号）
- (41) 警備業法（平成 17 年 7 月改正 法律第 87 号）
- (42) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 17 年 10 月改正 法律第 102 号）

2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。

3. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該業務の計画、図面、仕様書および契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員と協議しなければならない。

1-1-27 官公庁等への手続等

1. 一般事項

受注者は、受託期間中、関係官公庁およびその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、業務施行にあたり受注者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

5. 地域対応

受注者は、業務の施行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から業務の施行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と業務の施行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にし

ておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-28 作業時期及び作業時間

1. 作業日および作業時間

受注者は、設計図書に施行時間が定められている場合は、設計図書に定められた時間に作業をしなければならない。ただし、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2. 作業時期および作業時間の通知

受注者は、前週木曜日（前週木曜日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに、その週の作業予定日および時間を監督職員に通知しなければならない。

2 監督職員は、前項の通知を受け取ったのち必要があれば作業日および作業時間の変更を協議することができる。

3. 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施行時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

2 官公庁の休日または夜間において突発的な事由により緊急且つ止むを得ず作業が必要となった場合は、作業を実施したのち直近の開庁日に監督職員に報告しなければならない。

1-1-29 保険の付保及び事故の補償

1. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1-1-30 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

2. 天災等

受注者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または停電等の人為的事象（以下「天災等」という。）により、業務の目的の確保に重大な影響があると認められるときは、発注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第2節 提出書類

1-1-2-1 提出書類

本業務で使用する提出書類及び書類の提出時期は別表-2のとおりとする。

提出書類	様式No.	作成者	提出期限	摘要
業務着手届	1	受注者	契約後7日以内	
業務完了届	2	受注者	業務完了時	
技術管理者等届	3	受注者	契約後7日以内	資格証明書添付
施行計画書	—	受注者	契約後7日以内	
施行予定（業務工程）表	4	受注者	契約後7日以内	工程表を添付
週間予定表	5	受注者	前週木曜日まで	
委任（下請負）承認申請書	6	発注者	随時	
施設管理月報受付票	7	技術管理者	毎月10日まで	月報に添付
月報	8	技術管理者	毎月10日まで	日報添付
処理場点検日報	9	担当管理者	実施日当日	技術管理者に提出
マンホールポンプ点検日報	10	担当技術者	実施日当日	技術管理者に提出
履行（確認）報告書	11	技術管理者	履行後7日以内	
協議（打合せ）簿	12	発／受注者	必要とするとき	
業務に関する提案書	13	技術管理者	必要とするとき	
回答書	14	監督／総括	必要とするとき	
承諾書	15	監督／総括	必要とするとき	
通知（指示）書	16	監督職員	必要とするとき	
清掃記録表	17	担当技術者	請求があったとき	施設の除草、清掃等
修理・修繕計画書	18	技術管理者	必要とするとき	
機器修繕仕様書	19	技術管理者	必要とするとき	
支給材料受け払い簿兼請求書	20	技術管理者	必要とするとき	常備・請求により提示
材料（機材）確認願	21	受注者	必要とするとき	
支給品清算書	22	受注者	不要となったとき又は業務終了時	
技術者変更届	23	受注者	必要とするとき	

表中、「発」とあるのは「発注者」、「総括」とあるのは「技術管理者」、「監督」とあるのは「監督職員」、「担当」とあるのは「担当技術者」を表す。

第2編 処理場編

第1章 処理場の施設管理

第1節 保守点検

2-1-1-1 施行計画書に基づく保守点検の実施

1. 施行計画書に基づく保守点検

担当技術者は、施行計画書に基づき施設の保守点検を行い、その結果について別に定める様式を用いて報告しなければならない。

- 2 保守点検において消耗品の交換が必要なときは、受注者の費用負担で速やかに交換しなければならない。
- 3 機器調整が必要な場合又は技術管理者が指示した調整を行わなければならない。
- 4 Vベルト、フロート、エアポンプ、マグネットスイッチ、アワーメータ、クーリングファン等の故障・損傷により必要となる小規模な電気機器修繕は保守点検に含まれており、速やかに行わなければならない。
- 5 担当技術者は、保守点検時に異常を発見したときは、速やかに技術管理者に報告し指示を仰がなければならない。ただし、緊急且つやむを得ない場合は、監督職員に直接報告し指示を受けることができる。
- 6 前項の報告は、緊急且つやむを得ない場合は電話連絡によることができるが、後日指示内容、結果を併記した報告を、書面をもって提出すること。
- 7 水処理及び処理場備付機械による汚泥の脱水、濃縮、減量作業において必要となる薬品については、受注者において調達し、適切に注入しなければならない。

2-1-1-2 水質測定

計量証明事業登録機関に発注者が別途委託して行う水質測定及び汚泥分析のための、試料の採取を行うこと。試料採取の回数、時期、容器の受渡し及び、回収場所は監督職員の指示による。なお、容器の受渡し及び試料回収場所は、原則的に各処理場とする。

水質測定にあたっては、発注者が別途委託する試料証明事業登録機関（以下「検査機関」という）と連絡を密にし、試料の変質が無いよう円滑な業務遂行に努める。

発注者は検査機関を通じ、水質検査結果を受注者に対して、採水から概ね一週間以内にファクシミリ、メール等で通知する。

検査結果が基準を超えた場合は、発注者は検査機関を通じ、受注者に遅滞なく報告する。

前述の水質測定以外に、運転管理上必要とする次の項目について測定し、日報により報告すること。

ただし、担当職員の承諾を得た項目については省略することができる。

- (1) 気温・水温
- (2) 外 観
- (3) 臭 気
- (4) 透視度
- (5) 水素イオン濃度 (pH)
- (6) 溶存酸素 (DO)
- (7) 残留塩素
- (8) アンモニア性窒素 (NH₄⁺-N)
- (9) 亜硝酸性窒素 (NO₂⁻-N)
- (10) 硝酸性窒素 (NO₃⁻-N)
- (11) 塩化物イオン (Cl⁻)
- (12) 酸化還元電位 (ORP)
- (13) 活性汚泥沈殿率 (SV₃₀) ※1. 沈降曲線による表示 ※2. 必要に応じて沈殿槽の汚泥界面の位置測定を行い捕捉し運転調整の参考とすること。
- (14) ばっ気槽混合液浮遊物質 (MLSS)
 - 2 測定には、細心の注意を払い適正な数値が得られるようにしなければならない。
 - 3 測定結果に基づき、必要な評価を行わなければならない。
 - 4 測定に使用する機器は、適正な頻度（概ね年1回以上）で校正を行うと伴に、その結果を保存し、監督職員から要求があった場合は提示しなければならない。

2-1-1-3 修理、修繕

技術管理者は、施設及び機器の修理・修繕計画（以下「修繕計画」という。）を作成し監督員に提出しなければならない。

- 2 修繕計画について、監督員から変更の要請があった場合は速やかに変更し、修繕計画を提出しなければならない。
- 3 保守点検において異常が発見された場合、緊急に修繕が必要なものについては監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 緊急に必要となった修理・修繕については、後日修繕計画を変更し提出しなければならない。
- 5 修繕内容については、各施設に修繕記録台帳を整備し記録を残さなければならない。
ただし、発注者が別途指示した場合は、他の方法による記録とする。

2-1-1-4 臨機の措置

技術管理者が巡回時に発見した故障、異常等について緊急且つやむを得ないものについては、前2項に関わらず臨機の措置を講じなければならない。ただし、その結果について、速やかに監督

職員に報告しなければならない。

- 2 担当技術者が、保守点検中に発見した故障、異常等について緊急且つやむを得ないものについては、臨機の措置を講じなければならない。ただし、その結果について技術管理者に速やかに報告しなければならない。
- 3 技術管理者は、2による報告を受けた場合は、速やかにその作業内容を照査し、作業内容の結果の報告に併せて、作業内容の評価を報告しなければならない。
- 4 技術管理者は、3による評価の結果、修理が必要なものについては、修理計画書を作成し提出しなければならない。

第2節 保守点検に伴わない修理・修繕

2-1-2-1 修理・修繕の実施

1. 修理・修繕計画の技術管理者への通知

修理・修繕の必要な施設、機器について、発注者は修理・修繕実施計画を作成し、事前に技術管理者に通知しなければならない。ただし、緊急性のあるものについてはこの限りではない。

2. 修理・修繕の実施

技術管理者は、前項の修理・修繕実施計画に基づき行われる修理・修繕作業に必要な施設の運転についての調整を行い、担当技術者に通知しなければならない。ただし、緊急性のあるものについては、適宜対応しなければならない。

- 2 技術管理者は、監督職員からの指示があった場合は、修理・修繕作業に臨場しなければならない。
- 3 技術管理者は、修理・修繕の結果を精査し、正常な運転ができるか確認しなければならない。
- 4 技術管理者は、修理・修繕完了後、正常な運転に必要な調整を行わなければならない。

3. 修理・修繕結果の報告

技術管理者は、修理・修繕完了後、施設が正常に稼働することを確認しなければならない。

- 2 技術管理者は、前記の確認において手直しが必要な箇所を発見した場合は、速やかに監督職員に、その内容を報告しなければならない。
- 3 技術管理者は、修理・修繕が適正に行われたことを確認したときは、監督職員にその旨を報告しなければならない。

第3節 汚泥処分

2-1-3-1 汚泥処分の実施

1. 汚泥処分計画の作成

技術管理者は、過去の実績に基づく汚泥処分計画を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 技術管理者は、前記の汚泥処分計画に変更があった場合は、速やかに変更汚泥処分計画を作成し監督職員に提出しなければならない。

- 3 総括監督員は、汚泥の発生量について縮減目標値を作成し、その目標値を達成するよう努めなければならない。

2. 汚泥の処分

技術管理者は、汚泥の質及び量を常に把握し、汚泥処分が必要となった場合は監督職員に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、前項の報告があった場合は、発注者が定める汚泥の処分方法による手続きを行わなければならない。
- 3 監督職員は、収集処分業者との調整を技術管理者に委託することができる。
- 4 技術管理者は、前項の委託があった場合は、発注者が指定する収集処分業者と調整のうえ、調整結果を監督職員に報告しなければならない。
- 5 担当技術者は、汚泥処分に臨場し、処分数量の管理を行わなければならない。
- 6 汚泥処分の管理は、図面、写真を駆使し、書面による確認ができるように管理しなければならない。

第4節 処理施設の清掃

2-1-4-1 処理施設の清掃（法令に定めのあるもの）

1. 処理施設清掃計画の作成

技術管理者は、法令規則等に基づく処理施設の清掃計画を作成し、監督職員に提出し承諾を得なければならない。

2. 清掃の実施

清掃は、発注者が定める清掃実施計画に基づき行わなければならない。

- 2 技術管理者は、清掃実施計画に基づき清掃業者に指示を出さなければならない。

3. 清掃業者の責務

清掃業者は、技術管理者の指示に従い清掃を実施しなければならない。

4. 清掃の完了報告

清掃業者は、清掃完了時に技術管理者の確認を受けなければならない。

- 2 清掃業者は、技術管理者の確認を受けたのち完了報告書を発注者に提出しなければならない。

第5節 施設管理上の技術上の基準

2-1-5-1 各施設の管理上の基準

1. 施設管理上の水質基準

施設管理は、付表6の水質基準により管理運営しなければならない。

2. 施設及び機器管理上の基準

施設及び機器の保守点検は、付表4の基準により管理しなければならない。

2-1-5-2 各施設の巡視、保守点検、及び清掃回数の基準

1. 施設の巡視回数基準

技術管理者は、付表5に定める頻度で各施設の巡視を行い施設の状況を常に把握しなければならない。

ただし、週2回以上の施設にあっては、内1回を担当技術者の報告をもって代えることができる。

2. 施設の保守点検回数の基準

担当技術者は、付表5に定める基準で保守点検を行わなければならない。

- 2 水中機器の絶縁抵抗測定は年1回以上行い、その結果を報告しなければならない。
- 3 特に定めのない点検及び記録については、監督職員と協議のうえ頻度を決定する。
- 4 施設に異常が発生した場合、または、発生する恐れがある場合は、技術管理者の指示に従い随時保守点検を行わなければならない。
- 5 施設の保守点検を実施する前週の木曜日までに、監督職員に保守点検の予定を通知し、その承認を得なければならない。

3. 施設の清掃回数の基準

受注者は、処理場にあつては3ヶ月に1回以上、中継ポンプ施設に合つては必要に応じて清掃を行わなければならない。

ただし、実施時期については、発注者と協議のうえ決定する。

2-1-5-3 汚泥処分の基準及び処分方法

1. 汚泥処分の実施時期

技術管理者は、汚泥処分を実施する時期及び予定数量を実施の前月までに監督員に報告し、承諾を得なければならない。

- 2 技術管理者は、汚泥処分の実施する時期を変更する必要があるときは、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

2. 汚泥処分の基準

清掃業者は、技術管理者と協議のうえで汚泥を処分しなければならない。

- 2 担当技術者は、汚泥を処分するにあつて必要な試験を実施し、搬出汚泥が基準を満たしていることを確認しなければならない。

- 3 清掃業者が汚泥処分を実施するときは、技術管理者に基準に適合していることの確認を求めなければならない。
- 4 技術管理者は、処分する汚泥が基準に適合しないときは、監督職員に報告するとともに、原因及び対処方法を提案しなければならない。

3. 汚泥の処分方法

清掃業者は、汚泥処分に関して締結した業務委託契約書を遵守し実施しなければならない。

- 2 業務委託契約書と別表一 に定める処分方法に疑義があるときは、監督職員に申し出て指示を求めなければならない。
- 3 技術管理者は、汚泥の処分量及び処分方法について確認し監督職員に報告しなければならない。
- 4 技術管理者は、汚泥の処分が適切に行われていないときは、汚泥の処分を停止させるとともに、速やかに監督職員に報告し、監督職員の指示を受けなければならない。

第6節 作業体制

2-1-6-1 作業体制の実施

受注者は、業務に従事する体制人員を整え、各施設の保守・巡回点検にあたること。

- 1) 施設保守点検・・・2名以上による巡回点検とする。
- 2) 設備修繕・・・2名以上による施行
- 3) クリーンセンター鹿島巡視点検
 - ・担当技術者1名の巡視点検。{技術管理者（総括責任者）自らが行う巡視点検日、施設の保守点検日、土日祝祭日及び、年末年始休暇を除く毎日}

第2章 業務委託の報告

第1節 保守点検業務の報告

2-2-1-1 処理施設保守点検の管理基準

1. 報告書による管理

業務委託の成果は、別に定める様式の報告書の提出をもって管理資料とする。

- 2 後日確認することができない数値、数量、状況については、報告書に管理写真を添付すること。
- 3 報告書に添付する写真のみでは数値、数量、状況が把握しづらいものについては、図面等を用いて説明できる資料を添付すること。
- 4 報告書には発注者が通知する水質検査結果を記載すること。

2-2-1-2 点検・調整にともなう修理の管理基準

1. 報告書による管理

保守点検にともなう修理を行ったときは、別に定める様式の報告書の提出をもって管理資料とする。

2 報告書には、新旧を対照した写真を添付すること。

2-2-1-2 修理・修繕の管理

1. 報告書による管理

修理・修繕については、別に定める様式の報告書をもって管理資料とする。

2 機器、部品等の交換を伴う修理については、新旧を対照した写真を添付すること。

3 エンジンオイル等の交換、補充で、新旧対象が困難なものについては、搬入状況、空体状況の写真を添付すること。

4 配線、配管、部品の交換で交換場所が容易に確認できないものについては、図面と写真をもって説明資料を作成し添付すること。

5 修理の結果を測定機器により計測し確認する場合は、計測値のわかる写真を添付すること。

第3編 ポンプ場編

第1章 ポンプ場の施設管理

第1節 保守点検

3-1-1-1 施行計画書に基づく保守点検の実施

担当技術者は、施行計画書に基づき施設の保守点検を行わなければならない。

2 保守点検において消耗品の交換が必要なときは、受注者の費用負担で速やかに交換しなければならない。

3 Vベルト、フロート、エアポンプ、マグネットスイッチ、アワーメータ、クーリングファン等の故障・損傷により必要となる小規模な電気機器修繕は保守点検に含まれており、速やかに行わなければならない。

4 担当技術者は、保守点検時に異常を発見したときは、速やかに技術管理者に報告し指示を仰がなければならない。ただし、緊急且つやむを得ない場合は、監督職員に直接報告し指示を受けることができる。

5 前項の報告は、緊急且つやむを得ない場合は電話連絡によることができるが、後日指示内容、結果を併記した報告を、書面をもって提出すること。

2. 修理、修繕

技術管理者は、施設及び機器の修理・修繕計画（以下「修繕計画」という。）を作成し監督員に提出しなければならない。

2 修繕計画について、監督員から変更の要請があった場合は速やかに変更し、修繕計画を提出

しなければならない。

- 3 保守点検において異常が発見された場合、緊急に修繕が必要なものについては監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 緊急に必要となった修理・修繕については、後日修繕計画を変更し提出しなければならない。
- 5 修繕内容については、各施設に修繕記録台帳を整備し記録を残さなければならない。
ただし、発注者が別途指示した場合は、他の方法による記録とする。

3. 臨機の措置

総括責任者が巡回回時に発見した故障、異常等について緊急且つやむを得ないものについては、前2項に関わらず臨機の措置を講じなければならない。ただし、その結果について、速やかに監督職員に報告しなければならない。

- 2 担当技術者が、保守点検中に発見した故障、異常等について緊急且つやむを得ないものについては、臨機の措置を講じなければならない。ただし、その結果について総括責任者に速やかに報告しなければならない。
- 3 総括責任者は、2による報告を受けた場合は、速やかにその作業内容を照査し、作業内容の結果の報告に併せて、作業内容の評価を報告しなければならない。
- 4 総括責任者は、3による評価の結果、修理が必要なものについては、修理計画書を作成し提出しなければならない。

4. 異常流入時の対応

不明水などの原因によりポンプ場に異常流入が認められる場合及び異常流入が予測される場合は、速やかに監視体制を整え、宍道湖流域下水道管理事務所と連絡を取り合うとともに、ポンプ運転管理又は流入ゲートの調整により送水量を調整するなど必要な措置を講じなければならない。また、その結果について、速やかに監督職員に報告しなければならない。

詳細については別途仕様書又は管理マニュアルによるものとし、これらの業務を行う上で緊急対応の範囲を超えた業務の費用負担については、別途監督職員と協議するものとする。

第2節 保守点検に伴わない修理・修繕

3-1-2-1 修理・修繕の実施

1. 修理・修繕計画の総括責任者への通知

修理・修繕の必要な施設、機器について、発注者は修理・修繕計画を作成し、事前に総括責任者に通知しなければならない。ただし、緊急性のあるものについてはこの限りではない。

2. 修理・修繕の実施

総括責任者は、前項の修理・修繕計画にもとづき行われる修理・修繕作業に必要な施設の運転についての調整を行い、担当技術者に通知しなければならない。ただし、緊急性のあるものについて

は、適宜対応しなければならない。

- 2 総括責任者は、監督職員からの指示があった場合は、修理・修繕作業に臨場しなければならない。
- 3 総括責任者は、修理・修繕の結果を精査し、正常な運転ができるか確認しなければならない。
- 4 総括責任者は、修理・修繕完了後、正常な運転に必要な調整を行わなければならない。

3. 修理・修繕結果の報告

総括責任者は、修理・修繕完了後、施設が正常に稼働することを確認しなければならない。

- 2 総括責任者は、前記の確認において手直しが必要な箇所を発見した場合は、速やかに監督員に、その内容を報告しなければならない。
- 3 総括責任者は、修理・修繕が適正に行われたことを確認したときは、監督職員にその旨を報告しなければならない

第3節 作業体制

4-1-3-1 作業体制の実施

受注者は、業務に従事する体制人員を整え、各施設の保守・巡回点検にあたること。

- 1) 向島ポンプ場・・・1名以上を常駐とする。
- 2) 各ポンプ場・・・2名以上による巡回点検とする。
- 3) 修 繕・・・2名以上による施行

※ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第4編 中継ポンプ施設編

第1章 中継ポンプの維持管理

第1節 保守点検

4-1-1-1 施行計画書に基づく保守点検の実施

1. 施行計画書に基づく保守点検

担当技術者は、施行計画書に基づき施設の保守点検を行わなければならない。

- 2 保守点検において消耗品の交換が必要なときは、受注者の費用負担で速やかに交換しなければならない。
- 3 フロート、エアポンプ、マグネットスイッチ、アワーメータ、クーリングファン等の故障・損傷により必要となる小規模な電気機器修繕は保守点検に含まれており、速やかに行わなければならない。

- 4 担当技術者は、保守点検時に異常を発見したときは、速やかに技術管理者に報告し指示を仰がなければならない。ただし、緊急且つやむを得ない場合は、監督職員に直接報告し指示を受けることができる。
- 5 前項の報告は、緊急且つやむを得ない場合は電話連絡によることができるが、後日指示内容、結果を併記した報告を、書面をもって提出すること。
- 6 国道車道内にあるマンホールポンプ点検については交通誘導員を配置しなければならない。
- 7 前号道路以外の道路においての交通管理は、受注者の費用負担で必要な措置を講じなければならない。

2. 修理、修繕

総括責任者は、施設及び機器の修理・修繕計画（以下「修繕計画」という。）を作成し監督員に提出しなければならない。

- 2 修繕計画について、監督員から変更の要請があった場合は速やかに変更し、修繕計画を提出しなければならない。
- 3 保守点検において異常が発見された場合、緊急に修繕が必要なものについては監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 緊急に必要となった修理・修繕については、後日修繕計画を変更し提出しなければならない。
- 5 修繕内容については、各施設に修繕記録台帳を整備し記録を残さなければならない。
ただし、発注者が別途指示した場合は、他の方法による記録とする。

3. 臨機の措置

遠方監視装置、支所または地元からの通報、及び発注者から施設の異常等について通報があった場合は、速やかに現場を確認し、監督職員に状況を報告するとともに、緊急且つやむを得ないものについては、臨機の措置を講じなければならない。

- 2 高圧洗浄車、バキューム車等の機材が必要な場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。ただし、緊急且つやむを得ない場合の対処方法について、事前に監督職員から指示があった場合はこの限りではない。
- 3 総括責任者は、2による報告を受けた場合は、速やかにその作業内容を照査し、作業内容の結果の報告に併せて、作業内容の評価を報告しなければならない。
- 4 総括責任者は、3による評価の結果、修理がひつようなものについては、修理計画書を作成し提出しなければならない。

4-1-1-2 不明水対策

保守点検時において、通常の水量と比較し異常に水量が多い等の不明水の流入が考えられる状況を発見した場合は、監督職員に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、1の報告があった場合は、その対応について総括責任者に通知しなければなら

ない。

- 3 不明水調査等を発注者の責任において実施する場合は、総括責任者にその結果を通知しなければならない。

第2節 保守点検に伴わない修理・修繕

4-1-2-1 修理・修繕の実施

1. 修理・修繕実施計画の技術管理者への通知

修理・修繕の必要な施設、機器について、発注者は修理・修繕実施計画を作成し、事前に総括責任者に通知しなければならない。ただし、緊急性のあるものについてはこの限りではない。

2. 修理・修繕の実施

総括責任者は、前項の修理・修繕実施計画にもとづき行われる修理・修繕作業に必要な施設の運転についての調整を行い、担当技術者に通知しなければならない。ただし、緊急性のあるものについては、適宜対応しなければならない。

- 2 総括責任者は、監督職員からの指示があった場合は、修理・修繕作業に臨場しなければならない。
- 3 総括責任者は、修理・修繕の結果を精査し、正常な運転ができるか確認しなければならない。
- 4 総括責任者は、修理・修繕完了後、正常な運転に必要な調整を行わなければならない。

3. 修理・修繕結果の報告

総括責任者は、修理・修繕完了後、施設が正常に稼働することを確認しなければならない。

- 2 総括責任者は、前記の確認において手直しが必要な箇所を発見した場合は、速やかに監督員に、その内容を報告しなければならない。
- 3 総括責任者は、修理・修繕が適正に行われたことを確認したときは、監督職員にその旨を報告しなければならない。

第3節 作業体制

4-1-3-1 作業体制の実施

受注者は、業務に従事する体制人員を整え、各施設の保守・巡回点検にあたること。

- 1) マンホールポンプ・・・2名以上による巡回点検とする。
- 2) 設 備 修 繕・・・2名以上による施行

第5編 管渠施設編

第1章 管渠の詰り

第1節 管渠の詰り対応

5-1-1-1 管渠の詰りが発生した場合の対応

1. 監督職員への連絡

技術管理者（各施設管理業務の技術管理者）は、管渠（公共枿、取付管を含む。）の詰りの通報を受けた場合には、発生場所の状況等を速やかに監督職員（各施設管理業務の監督職員）に連絡しなければならない。

2. 管理範囲の調査

監督職員より連絡を受けた現場責任者は、速やかに発注者の管理範囲での詰りであるかの調査を行わなければならない。

3. 管理範囲内での詰りであった場合の対応

現場責任者は、次の調査を行わなければならない。

- 1) 詰り箇所の調査
- 2) 影響範囲の調査
- 3) 原因調査

2 前項の調査の後、現場責任者は、速やかに清掃を行わなければならない。また、道路等に汚水が溢れている場合は、併せて清掃を行わなければならない。

3 現場責任者は、下水道使用者に使用制限が生じる場合は、周知を行い監督職員に報告しなければならない。但し、影響範囲が広域にわたり、対応が困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。

4 現場責任者は、清掃後、通報者並びに周知を行った家屋に対し、清掃完了と下水道使用可能の周知を行わなければならない。

5 現場責任者は、床上に汚水が溢れている場合は、対応について監督職員と協議しなければならない。

6 現場責任者は、原因が管渠の破損等によるもので、修繕を必要とする場合は、監督職員に報告しなければならない。

4. 管理範囲外での詰りであった場合の対応

現場責任者は、通報者へ個人負担での清掃になることを説明しなければならない。

5. 報告書による管理

実施した緊急対応業務について、翌日までに次の書類をFAX等により提出すること。

- 1) 緊急対応記録簿（別に定める様式）
- 2) 位置図

2 翌月10日までに次の書類を提出すること。

- 1) 緊急対応記録簿
- 2) 位置図
- 3) 清掃作業写真
- 4) 調査状況写真（必要な場合）

5-1-1-2 臨機の措置

管渠の詰りが発生したが監督職員との連絡が取れない等の状況下で緊急に措置をする必要がある場合を想定し、事前に臨機の措置を監督職員と協議しておかなければならない。

- 2 監督職員との事前の協議を超えた状況が発生した場合は、技術管理者は臨機の措置を講じて機能を確保すること。
- 3 臨機の措置に掛かる費用は発注者の負担とする。ただし、必要最小限の範囲とする。
- 4 技術管理者は、管渠の詰りの原因を調査し、管渠の修繕、清掃等根本的な対応が必要な場合は、監督職員に報告しなければならない。
- 5 監督職員は、技術管理者から4の報告があった場合には、速やかにその対応方法を決定し、技術管理者に通知しなければならない。

第6編 公設浄化槽施設編

第1章 公設浄化槽施設の施設管理

第1節 保守点検

6-1-1-1 施行計画書に基づく保守点検の実施

1. 施行計画書に基づく保守点検

施設担当者は、施行計画書に基づき施設の保守点検を行わなければならない。

- 2 保守点検において消耗品の交換が必要なときは、速やかに交換しなければならない。
- 3 消毒剤、防虫剤、潤滑油等は、受注者の費用負担で交換または補給等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 機器調整が必要な場合は、調整を行わなければならない。
- 5 施設担当者は、保守点検時に異常を発見したときは、速やかに総括責任者に報告しなければならない。ただし、緊急且つやむを得ない場合は、監督職員に直接報告し指示を受けることができる。
- 6 前項の報告は、緊急且つやむを得ない場合は電話連絡によることができるが、後日指示内容、結果を併記した報告書を提出すること。

6-1-1-2 水質測定

1. 生物化学的酸素要求量（BOD）の測定

計量証明事業登録機関に委託して、放流水の生物化学的酸素要求量（BOD）の測定を行い、結

果について報告すること。

- 2 測定が基準値を超えていた場合は、再測定しなければならない。再測定に掛かる費用は、発注者の負担とする。ただし、水質悪化の原因が受注者の責に帰す場合は受注者の費用負担とする。

2. 保守点検に伴う水質測定

島根県浄化槽取扱指針例示集の点検記録票に記載のある、運転管理上必要とする次の項目について測定し、書面により報告すること。

ただし、監督職員の承諾を得た項目については省略することができる。

- (1) 気温・水温
- (2) 外 観
- (3) 臭 気
- (4) 透視度
- (5) 水素イオン濃度 (pH)
- (6) 溶存酸素 (DO)
- (7) 残留塩素
- (8) 亜硝酸性窒素 (NO₂-N)
- (9) 硝酸性窒素 (NO₃--N)

3. 測定方法及び結果

測定には、細心の注意を払い適正な数値が得られるようにしなければならない。

- 2 測定結果に基づき、必要な評価を行わなければならない。
- 3 測定に使用する機器は、適正な頻度（概ね年1回以上）で校正を行うと共に、その結果を保存し、監督職員から要求があった場合は提示しなければならない。

6-1-1-3 修理、修繕

保守点検において異常が発見された場合、緊急に修繕が必要なものについては速やかに報告し、監督員の指示を受けなければならない。

- 2 修繕内容については、各施設に修繕記録台帳を整備し記録を残さなければならない。
ただし、発注者が別途指示した場合は、他の方法による記録とすることができる。

6-1-1-4 臨機の措置

使用者または発注者から施設の異常等について連絡があった場合は、速やかに現場を確認し、監督職員に状況を報告しなければならない。

- 2 高圧洗浄車、バキューム車等の機材が必要な場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。ただし、緊急且つやむを得ない場合の対処方法について、事前に監督職員から指示があった場合はこの限りではない。
- 3 総括責任者は、2による報告を受けた場合は、速やかにその作業内容を照査し、作業内容の

結果の報告に併せて、作業内容の評価を報告しなければならない。

- 4 総括責任者は、3による評価の結果、修理が必要なものについては、修理計画書を作成し提出しなければならない。

第2節 保守点検に伴わない修理・修繕

6-1-2-1 修理・修繕の実施

1. 修理・修繕計画の総括責任者への通知

修理・修繕の必要な施設、機器について、発注者は修理・修繕実施計画を作成し、事前に受注者に通知しなければならない。ただし、緊急性のあるものについてはこの限りではない。

2 受注者は、発注者から修理・修繕についての説明を求められた場合は、必要に応じて実地の説明をしなければならない。

2. 修理・修繕の実施

受注者は、修理・修繕に伴い施設の調整が必要な場合は、必要な調整を行わなければならない。

3. 修理・修繕結果の報告

受注者は、修理・修繕完了後、施設が正常に稼働することを確認し、その結果を報告しなければならない。

- 2 受注者は、前記の確認において手直しが必要な箇所を発見した場合は、速やかに監督職員に、その内容を報告しなければならない。

第3節 浄化槽の清掃

6-1-3-1 施行計画書に基づく「浄化槽の清掃」の実施

1. 施行計画書に基づく清掃

受注者は、施行計画書に基づき、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を浄化槽法の規定に基づき行わなければならない。

2. 汚泥の運搬及び処分

前項の清掃により発生した汚泥等は、松江市一般廃棄物処理実施計画に記載の処理方法により適正に運搬処分しなければならない。

第4節 施設管理の技術上の基準

6-1-4-1 施設管理の技術上の基準

1. 水質の基準

施設管理は、浄化槽法施行規則第1条の2の放流水の水質の技術上の基準により管理運営しなければならない。

2. 保守点検の技術上の基準

施設及び機器の保守点検は、浄化槽法施行規則第2条の保守点検の技術上の基準ならびに浄化槽メーカーの維持管理要領書により実施しなければならない。

3. 清掃の技術上の基準

浄化槽の清掃は、浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準ならびに浄化槽メーカーの維持管理要領書により実施しなければならない。

6-1-4-2 保守点検、水質測定及び清掃回数の基準

1. 保守点検回数の基準

受注者は、浄化槽法施行規則第6条の保守点検の回数の特例に定める基準により保守点検を行わなければならない。

2 保守点検の実施回数の標準は、3カ月に1回（年4回）とする。

3 浄化槽施行規則第5条第1項「浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。」に基づく点検は、発注者から使用開始の通知があった日から起算して7営業日以内に実施することとする。

4 使用開始から処理機能が立ち上がるまでの間にあつては、必要に応じて植種の実施、循環装置や空気供給量の調整等を行うこと。

5 前項の調整に必要な費用負担については、別途発注者、受注者協議の上決定する。

6 異常が発生した場合等緊急に点検が必要となった場合は、前各号の定めに関わらず随時保守点検を行わなければならない。（以下「緊急点検」という。）

7 緊急点検に要する費用は受注者の負担とする。

2. 水質測定回数の基準 放流水の生物化学的酸素要求量（BOD）の測定回数は年1回とする。

ただし、測定結果が基準を超えていた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

再測定に要する費用は発注者の費用負担とする。ただし、測定結果が基準を超えた原因が受注者の責に帰す場合は受注者の負担とする。

2 保守点検にともなう水質測定は、保守点検回数に合わせる。ただし、保守点検において水質に異常があつた場合は、必要に応じて再測定しなければならない。

再測定に必要な費用は受注者の負担とする。

3. 浄化槽の清掃回数の基準

清掃回数は年1回とする。

2 ただし、放流水質に異常をきたす恐れがある場合、汚泥流出の危険性がある場合等清掃が必要と認められる場合は、この限りでない。（以下「再清掃」という。）

2 前項に定める再清掃に要する費用は、発注者の負担とする。ただし、原因が受注者の責に帰す場合は、受注者の負担とする。

第2章 業務委託の報告

第1節 保守点検業務の報告

6-2-1-1 施設保守点検の管理基準

1. 報告書による管理

業務委託の成果は、別に定める様式の報告書の提出をもって管理資料とする。

- 2 後日確認することができない数値、数量、状況については、報告書に管理写真を添付すること。
- 3 報告書に添付する写真のみでは数値、数量、状況が把握しづらいものについては、図面等を用いて説明できる資料を添付すること。
- 4 保守点検及び清掃等において異常が発見された場合は、別に定める様式の報告書を速やかに提出しなければならない。

第2節 水質測定結果の報告

6-2-2-1 水質測定の管理基準

1. 報告書による管理

BOD測定の成果は、濃度計量証明書の提出をもって管理資料とする。

- 2 前述以外の水質測定成果は、保守点検報告書(点検記録票)の提出をもって管理資料とする。

第3節 浄化槽の清掃業務の報告

6-2-3-1 浄化槽清掃の管理基準

1. 報告書による管理

業務委託の成果は、別に定める様式の報告書の提出をもって管理資料とする。

- 2 報告書には、作業前後が確認できる写真のほか、汚泥搬入票等資料を添付すること。

付表1 (施行計画書関係)

1-1-4 施行計画書に記載する事項

施行計画書の作成にあたっては、これ以外の提案、自主管理基準等についても必要に応じて記載をする。

項目	記載事項	備考
業務概要	・業務名 ・発注者名 ・受注者名 ・委託期間 ・施設概要(施設名称、処理方式、処理場型式、施設規模、計画処理水量、計画処理人口、中継ポンプ数)	

施行方針（基本方針・概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通しての基本方針 ・法令遵守（項目別法令一覧） ・業務項目毎の基本方針、概要 	
計画工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視計画 ・保守点検計画 ・水質検査実施計画 ・中継ポンプ保守点検計画 ・グリスアップ、給油計画 ・処理場絶縁抵抗計測計画 ・中継ポンプ絶縁抵抗計測計画 ・除草、剪定、場内清掃計画 	
現場組織	<ul style="list-style-type: none"> ・業務組織体系別に作成する 	
使用機械	<ul style="list-style-type: none"> ・水中ポンプ、発電機、草刈り機等の持ち込み機械について記載する 	
主要機材	<ul style="list-style-type: none"> ・測定器、照明器具、備品類等の持ち込み機材及び使用機材について記載する 	
作業方法	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視の方法 ・保守点検の方法 ・施設整備、清掃方法等について具体的に記載する 	
施行管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況の確認 ・写真管理 ・出来形管理 ・性能試験（確認） ・作動確認 <p>上記の確認、管理及び、報告方法について記載する</p>	
管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視の確認項目及び判断基準 ・修理及び修繕並びに汚泥処分の判断基準 ・保守点検の点検項目及び基準 ・保守点検に伴う修理修繕実施要領 ・清掃実施の判断基準 ・汚泥の量及び、質の確認及び判定基準 	
汚泥削減計画	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の発生量の計画及び、汚泥の削減計画並びに汚泥削減目標値について記載する 	

安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業従事者の作業中の安全管理 ・ 第三者に対する安全管理 ・ 作業従事者に対する安全教育 <p>等の安全な作業を行う上で必要な体制、方法、教育、啓発等について記載する</p>	
緊急時の体制及び対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の故障、詰り等の異常事態に対応するための体制及び対応方法 ・ 緊急時の連絡体制 ・ 緊急時の役割分担 <p>上記等の、緊急時に必要な項目について記載する</p>	
災害発生時対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数施設への対応が必要となった場合等通常の体制での対応が困難となった場合の対応について、その組織図、連絡体制、管制体制について記載する 	
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染の対策 ・ 臭気対策 ・ 飛散物対策 ・ 騒音、振動対策 ・ 節水、節電等 <p>上記の環境対策について記載する</p>	
現場作業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業従事者の置かれる職場環境 ・ 施設及び施設周辺的环境整備 ・ 周辺住民への配慮内容及び方法 <p>上記等についての目標及び整備方法について記載する</p>	
教育研修計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術向上教育（研修） ・ 作業方法教育（研修） ・ 安全衛生教育（研修） <p>上記等の実施頻度、実施内容等について記載する</p>	
その他	<p>その他必要な項目について記載する。</p>	
添付書類一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内基準 ・ 手順書（要領書） ・ マニュアル 	

	上記等の業務で使用する文献及び参考資料等があれば添付する。	
--	-------------------------------	--

付表2（技術者の責務の詳細）

1-1-6-2 技術管理者の責務の詳細は次のとおりとする。

項 目	内 容	受注者の費用負担
浄化槽技術管理者の届け出	浄化槽法第10条2項に定める技術管理者として、浄化槽法第5条に基づく届け出の技術管理者としての届け出	契約に含む
施設巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を常時管理するための施設巡視。 ・ 施設の運転操作 ・ 施設の調整 ・ 保守点検状況の確認 ・ 発注者への助言、提言のために必要な情報収集。 ・ 必要な場合は、保守点検に臨場し情報収集を行うこと 	契約に含む
施設管理運営計画の発注者への提案	<p>施設は、継続して運営管理していく必要があることから、5～10年程度の管理運営についての方針決定についての提案を行う。</p> <p>施行計画では、この業務委託についてのみの記載である点と相違があるので注意すること。</p>	契約に含む
従事者への指示、命令	従事者への指示、命令が必要な場合の対応。	契約に含む
施設管理業務（修理委託・修繕を含む）の結果報告	<p>発注者が別途発注する業務を含めて、施設を管理するうえで必要な行為がなされ、修理、修繕が適正に行われたことの確認を行なった結果を報告しなければならない。</p> <p>監督員から、結果の是非等について、また、不良の場合の対応方法について説明</p>	<p>立会、確認、報告、軽微な調整、修繕方法の検討は契約に含む。</p> <p>修繕（手直し）が必要な場合は、発注者の負担とする。</p>

	を求められた場合は、説明しなければならない。	
施設の管理運営改善のために行う発注者への提案、助言	施設を運営管理していくうえで、汚泥の減量化、施設の長寿命化、委託方法の変更等コスト縮減、省力化、効率化に繋がる提案、助言	契約に含む
施設の耐用年数延期に係る整備計画の立案	施設の耐用年数が長くなるような、また、機器それぞれの長寿命化を目的とした整備計画、使用方法等の改善計画についての立案	契約に含む
機器修繕計画の立案	<p>保守点検にともなう修繕以外の機器修繕に適用する。</p> <p>処理場及び中継ポンプ施設について、重要性を考慮したうえで優先順位を付けた修繕計画を作成し監督員に提出する。</p> <p>優先順位は、</p> <p>①現に故障していて施設運営に及ぼす影響が大であるもの。</p> <p>②故障する可能性が高く、故障したときに施設運営に及ぼす影響が大きく、対応が困難なもの。</p> <p>③現に故障しているが、施設運営に及ぼす影響が少ないもの。</p> <p>④故障する可能性が高いが、故障しても臨機の措置により、修理までの間対応が可能なもの。</p> <p>⑤経過年数により交換した方が良いもの</p> <p>以上を参考に順位を付けること</p>	<p>契約に含む</p> <p>修繕計画を作成するために必要な調査を第三者に委託する必要がある場合は、発注者の負担とする。</p>
異常発生時、災害発生時の緊急対応	<p>停電、機器故障等を原因とする処理場の機器の停止及び誤作動並びに動作不良等、中継ポンプの故障及び停止並びに動作不良等の異常が発生した場合に必要とする緊急対応をおこなう。</p> <p>なお、通常の作業を伴う対応は、担当技術者が対応し、軽微な修理、修繕以外の</p>	<p>初動は契約に含む。</p> <p>通常の保守点検に用いる機器、汎用性のある機器および、汎用性のある</p>

	<p>修理、修繕等の特別な措置を必要とする場合のみ技術管理者が対応することで足りる。</p> <p>災害発生時には現地確認を行うと伴に対応方法を検討し提案する。</p> <p>なお、本業務は、一度に複数施設での対応が必要となる場合があることを考慮し、初動は担当技術者と連携を取りながら速やかな対応が可能な体制を整えておくこと。</p> <p>受注者のみでの対応が困難な場合は、速やかに監督職員と協議すること。</p>	<p>部品で修繕が可能なものについては受注者の負担とする。</p> <p>機器の取替、特別な修繕が必要となった場合は発注者の負担とする。</p> <p>災害時に、対応が連続 12 時間以上に及ぶ可能性がある場合の費用負担については、別途協議とする。</p>
<p>汚泥処理、清掃作業、機器修繕等の立会、確認、管理</p>	<p>汚泥処理、清掃作業、機器修繕については、現地で立会確認のうえ、帳票をもって管理すること。</p> <p>汚泥処理、清掃作業、機器修繕の際に施設の運転操作が必要となった場合、必要な操作を行うこと。</p> <p>機器修繕の場合、試運転を行い、機器が正常に作動することを確認すること。</p> <p>汚泥処理、清掃作業、機器修繕終了後、施設の調整が必要となる場合は、調整すること。</p> <p>確認の結果、手直しが必要な場合は、速やかに監督職員に連絡すること。</p>	<p>契約に含む</p> <p>手直しが必要な場合は、発注者の責任において、汚泥処理、清掃作業、機器修繕業者に手直しをさせなければならない。</p>
<p>その他施設の運営管理に関する技術的業務</p>	<p>保守点検及び清掃に関する技術上の業務はもとより、施設の運営管理全般わたっての技術的業務を担当し、効率的かつ経済的な施設の運営管理ができるように協力すること。</p>	<p>契約に含む</p>

クリーンセンター鹿島に関する技術的業務	大規模更新までの既存施設機能保持を考慮した運転、関係各機関との調整及び提案を行うこと。 長寿命化計画・耐震計画策定における技術的提案。	契約に含む
---------------------	--	-------

付表3（担当技術者の責務の詳細）

1-1-6-3 担当技術者の責務の詳細は次のとおりとする。

項 目	内 容	受注者の費用負担
技術管理者の指示による保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行計画書に計画された定期の保守点検 ・ 技術管理者が必要と認めた場合の臨時的保守点検 ・ 保守点検によって発見された修繕を必要とする箇所の修繕。ただし、簡易な修繕に限る。 ・ 技術管理者の指示による機械及び設備の調整 	契約に含む ただし、修繕で必要とする機器、部品等で汎用性の無いものについては発注者の費用負担により調達する。
施設の管理運営の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術管理者と連携し、技術管理者の指示のもと技術管理者が必要とする施設の状況等の情報収集 ・ 技術管理者の指示のもと、技術管理者に代わっての施設の運転及び調整 	契約に含む
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術管理者の指示による緊急対応 	契約に含む
汚泥濃縮業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術管理者の指示のもと汚泥の濃縮業務を実施する。 ・ 汚泥濃縮業務を実施した結果を技術管理者に報告しなければならない。 	契約に含む ただし、濃縮作業に必要な薬品、汎用性のない機材については発注者の負担とする。

施設維持業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設維持に必要な、除草、剪定、清掃等の環境美化 ・ペンキによる補修等軽微な施設の修繕 等の施設の環境整備、施設維持に必要とする業務。	契約に含む ただし、軽微と認められない修繕については、発注者の負担とする。
その他担当処理場ごとの実務に関する総括	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場で実務にあたる従事者への指示、命令。 ・技術管理者の判断を必要としない軽微な措置の実施 	契約に含む
その他施設の機能を保全するために必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場、中継ポンプ場、中継マンホールポンプ施設の機能を保全するための実務に関する業務 ・技術管理者の指示により行う業務 	契約に含む ただし、通常施設管理に必要な資格以外の資格を必要とする業務及び、汎用性のある機器及び部品で対応のできないものについては、発注者の負担とする。

付表4（管理基準等）

松江市汚水処理施設管理委託共通仕様書に定める基準、内容についての参考資料は次のとおりである。

なお、本資料は松江市汚水処理施設管理委託の標準的な数値基準、業務内容を示すものであり、発注者、受注者を拘束するものではない。

1. 管理技術者の運転状況の把握に関する部分。

（付表4-1）

運転確認項目一覧表

確認項目一覧	運 転 確 認 内 容
1. 施設周辺の状況点検	
1) 異常な臭気の有無	<p>臭気の有無とその度合いについての判断は、現地到着後直ちに行わなければならない。</p> <p>異常な臭気が認められる場合は、周辺住民からの聞き取り調査等を行い、原因を究明しなければならない。</p>
2) 異常な騒音の有無	<p>騒音の有無を現地到着直後に確認しなければならない。</p> <p>騒音の発生が認められる場合は、監督職員に報告し、その指示を</p>

<p>3) 扉の施錠、点検孔の蓋の状況</p>	<p>待って対応しなければならない。</p> <p>施設の扉の施錠確認、点検孔の蓋の確認を行い異常がないことを確認しなければならない。</p> <p>施設の扉の施錠がされていない等の異常があった場合は、内部を点検し、侵入者の痕跡等異常を発見した場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>必要な場合は、現状保存等の措置を講じなければならない。</p>
<p>4) 施設の外構の状況確認</p>	<p>施設の外壁、敷地等に異常がないか、また、換気口等の必要部分が閉塞していないか確認しなければならない。</p>
<p>2. 施設運転状況の確認</p>	
<p>1) 設備機器の運転状況確認</p>	<p>設備機器が正常に稼働しているかメーター等で確認をしなければならない。</p> <p>各種スイッチ類についても、正常な位置になっていることを確認しなければならない。</p> <p>設備機器が正常に稼働していない場合は、配置技術者と協議し原因を究明しなければならない。</p> <p>1名で点検口を開けての点検確認は、禁止とする。</p>
<p>2) 機器の運転調整</p>	<p>設備機器の運転状況を確認し、タイマー等の調整が必要な場合は、調整をしなければならない。</p> <p>ただし、点検孔内に設置してある弁等の調整が必要な場合は、配置技術者と連携し操作しなければならない。</p> <p>1名での点検口内における作業は禁止する。</p>

2. 処理場の保守点検に関する部分

(付表4-2)

保守点検項目一覧表

保守点検項目	保守点検内容
<p>1. 施設周辺の状況点検</p> <p>1) 異常な臭気の有無</p> <p>2) 異常な騒音の有無</p> <p>3) 扉の施錠、点検孔の蓋の状況</p> <p>4) 施設の外構の状況確認</p>	<p>臭気の有無とその度合いについての判断は、現地到着後直ちに行わなければならない。</p> <p>異常な臭気が認められる場合は、周辺住民からの聞き取り調査等を行い、原因を究明しなければならない。</p> <p>騒音の有無を現地到着直後に確認しなければならない。</p> <p>騒音の発生が認められる場合は、その度合いにより、接近することが危険と判断した場合は、技術管理者に報告し、その指示を待つて対応しなければならない。</p> <p>騒音の度合いが危険を伴わないと判断した場合は、原因を究明しなければならない。</p> <p>施設の扉の施錠確認、点検孔の蓋の確認を行い異常がないことを確認しなければならない。</p> <p>施設の扉の施錠がされていない等の異常があった場合は、内部を点検し、侵入者の痕跡等異常を発見した場合は、速やかに技術管理者に報告しなければならない。</p> <p>必要な場合は、現状保存等の措置を講じなければならない。</p> <p>施設の外壁、敷地等に異常がないか、また、換気口等の必要部分が閉塞していないか確認しなければならない。</p>
<p>2. 通常の保守点検</p> <p>1) 流入管渠及び放流管渠等</p> <p>2) 原水ポンプ槽（中継ポンプ槽を含む）</p>	<p>異物等の付着状況を点検し、異物等が付着していた場合は除去する。ただし、異物を取り除く作業が通常の保守点検作業で容易かつ安全に行えない場合や、次期保守点検時までには異物が再び付着し、処理機能に支障が生じる可能性がある場合は、技術管理者に報告しなければならない。</p> <p>ポンプの作動状況及び汚泥等の蓄積状況を点検し、浄化槽の処理機能に支障が生じないように流入汚水量の時間変動を調整する等必要な措置を講じる。またスクリーンを有する原水ポンプ槽が設けら</p>

	<p>れている場合は、スクリーンの異物等の付着状況を点検し、スクリーンが閉塞しないようにする。放流ポンプが設けられている場合は、ポンプの作動状況及び汚泥等の蓄積状況を点検し、処理水が逆流しないようにする等必要な措置を講じる。</p>
3) 消毒槽	<p>スカム、沈殿物の生成状況及び消毒の実施状況を点検し、消毒剤の補充等必要な措置を講じる。ただし、スカム、沈殿物が生成し、かつ放流水に濁りが認められるときは直ちにスカム、沈殿物を汚泥貯留設備に移送を行う等必要な措置を講じる。</p>
4) 汚泥濃縮貯留槽 (タンク)	<p>スカム及び堆積汚泥の蓄積状況を点検し清掃時期を判断するとともに脱離液に汚泥が混入しないように必要な措置を講じる。</p>
5) 汚泥濃縮槽 (タンク)・ 汚泥濃縮装置	<p>濃縮汚泥と脱離液の分離の状況を点検し、適正に作動するよう汚泥供給量を調整する等必要な措置を講じる。</p>
6) 汚泥貯留槽 (タンク)	<p>汚泥の蓄積量を点検し、余剰汚泥の計画的な処理が行えるように必要な措置を講じる。</p>
7) 換気設備	<p>臭気、室温等の状況からその運転状況を点検し、円滑に作動するように必要な措置を講じる。その際異常な臭気、室温の上昇が認められた場合には、吸排気装置の作動及び防虫網を点検し、必要な措置を講じる。換気設備がない場合作業を安全に行うための必要な措置を講じる。</p>
8) 機械、電気計装設備	<p>機械、電気計装設備及び水質や水量を測定・記録するための機器類、ばっ気等の制御システムは日常の点検を的確に行うことによって故障を未然に防止し、常時適正に作動するようにしておく。また、定期的に消耗品等の交換、補充等の保守を行う。さらに、異常の発生に対して速やかな対応がとれるように消耗品の保管や緊急時のマニュアル等を作成しておく。</p> <p>機械設備点検においては、電流値、流量、送量、スイッチ位置、運転時間等を記録すること。</p>
9) 悪臭・騒音	<p>悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにするため、騒音及び振動の発生状況、臭気並びに蚊、ハエ等の</p>

<p>10) 水質管理</p> <p>3. 清掃</p> <p>1) 流入管きよ・放流管きよ</p> <p>2) 原水ポンプ槽・放流ポンプ槽</p> <p>3) 消毒槽 (タンク)</p> <p>4) 汚泥濃縮貯留槽 (タンク)</p> <p>5) 汚泥貯留槽 (タンク)</p> <p>3. 各処理方式別の維持管理方法</p> <p>3.1 接触ばっ気方式 (新</p>	<p>発生状況を点検するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>流入汚水量及び循環液量並びに各単位装置流出水の水質、接触ばっ気槽等生物反応槽内の水質について必要に応じて確認し、施設の稼働状況、負荷状態などを把握し、処理機能が正常に発揮されるように保守点検を行う。なお、現場における測定や記録に当たっては、目的に応じた適切な精度を有する方法を用いることとする。</p> <p>一次処理装置、二次処理装置及び汚泥濃縮設備の清掃後には、必要に応じて水張りを行う。張り水の種類については、生物処理に影響のない清澄な水を使用する。また、保守点検と十分な連携をはかることが重要である。</p> <p>付着物や沈殿物の生成状況に応じて付着物等を引き出し、その後洗浄、掃除等を行う。なお、付着物等の引き出しを行う場合には、管きよ等の変形及び破損の有無を確認する。</p> <p>汚泥等の蓄積状況に応じて汚泥等を引き出す。なお、汚泥物等の引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認する。</p> <p>スカム、沈殿物が認められた場合には、スカム、沈殿物を全量引き出す。なお、汚泥等の引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認し、中間水はできるだけ残す。水道水等を用いて所定の水位まで水張りを行う。</p> <p>脱離液を一次処理装置へ移送した後、汚泥、スカムを全量引き出すこと。なお、汚泥等の引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認する。</p> <p>汚泥、スカム、中間水を全量引き出すこと。なお、汚泥等の引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認する。</p>
--	---

<p>構造基準第2、3、6)</p> <p>(1) 保守点検</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>①ばっ気型スクリーン</p> <p>②自動荒目スクリーン</p> <p>③ばっ気沈砂槽</p> <p>④排砂槽</p> <p>⑤破砕機、細目スクリーン</p> <p>⑥自動微細目スクリーン</p> <p>2) 沈殿分離槽</p> <p>3) 流量調整槽</p> <p>①計量調整装置</p> <p>②流量調整槽</p>	<p>本方式は、接触ばっ気槽、沈殿槽、消毒槽をこの順序で組み合わせた構造であり、さらに、スクリーン設備、流量調整槽、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽が加わる。ここでは、本処理方式に採用される単位装置の維持管理について順を追って述べる。</p> <p>ばっ気の状態、し渣の付着状況及び浮上物や沈殿物の蓄積状況を点検し、スクリーンが閉塞しないようにし渣を速やかに除去する等必要な措置を講じる。</p> <p>自動荒目スクリーンの運転状況を点検し、スクリーンし渣は速やかに処理する。また、自動荒目スクリーン前面の流路にし渣等が滞留しないように調整する。</p> <p>スカム、堆積汚泥、発泡の状況及び槽下部の砂溜部分に堆積した土砂量を点検し、ばっ気の空気量及び沈砂排出ポンプの稼働状況についての保守点検を行う。なお、通常の保守作業では容易に回復できないほどに過剰に汚泥が蓄積しないように汚泥ポンプを用いて汚泥の移送を行う。</p> <p>砂等の貯留状況を点検し、排砂装置が適正に作動するように調整する等必要な措置を講じる。</p> <p>破砕機、細目スクリーンの流路内を点検し汚泥等が堆積している場合は速やかに除去する。破砕機本体についても定期的な保守点検を行う。</p> <p>自動微細目スクリーンの運転状況を点検し、スクリーンし渣を定期的に除去する。また、スクリーン槽内部の蓄積汚泥についても速やかに除去する。</p> <p>流出水の性状から沈殿分離機能を点検し、スカム及び堆積汚泥の蓄積状況と合わせて清掃時期を判断する。</p> <p>流量調整槽の水位及び流量調整ポンプの作動時間等を参考に、移送水量が適正な水量になるようにせき高を調整する。装置内に付着堆積した汚泥等を除去する。</p>
---	---

<p>4) 接触ばっ気槽</p> <p>①ばっ気装置</p> <p>②接触ばっ気槽</p> <p>5) 沈殿槽</p> <p>①越流ぜき</p> <p>②沈殿槽</p> <p>(2) 清掃</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>①ばっ気型スクリーン</p> <p>②排砂槽</p> <p>2) 沈殿分離槽</p> <p>3) 流量調整槽</p> <p>4) 接触ばっ気槽</p>	<p>槽内水の攪拌状況、レベルスイッチ、ポンプ及び計量装置の作動状況を点検し、槽内水が均質になるよう攪拌条件の調整等必要な措置を講じる。</p> <p>ばっ気装置の運転状況を点検し、散気装置が目詰まりしないようにするとともに、散気装置が水平に保持されるようにする。</p> <p>溶存酸素量及び透視度などを測定するとともに生物膜の付着状況、はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況などを点検し、溶存酸素量が槽内均等におおむね 1.0mg/l 以上に保持され、かつ死水域が生じないよう空気供給量の調整、接触材の逆洗、はく離汚泥の移送等必要な措置を講じる。</p> <p>異物等の付着状況を点検し、付着が認められたときは取り除く。また、処理水の越流状況を点検し、不均等な越流状況が認められた場合は水平の調整など必要な措置を講じる。</p> <p>スカム及び堆積状況を点検し、堆積汚泥が流出しないよう汚泥処理設備へ適正に汚泥を移送する。</p> <p>沈殿物の蓄積状況に応じて沈殿物等を引き出す。なお、沈殿物等の引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認し、所定の水位まで水張りを行う。</p> <p>砂等の貯留状況に応じて砂等を引き出し、洗浄、掃除等を行う。</p> <p>スカムや汚泥を適正量引き出す。なお、引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認する。</p> <p>スカムや堆積汚泥の蓄積が認められ、その引き出しの必要性が認められた場合には、状況に応じてスカムや汚泥等を適正量引き出す。なお、引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認する。</p> <p>汚泥の蓄積状況は、構造及び汚泥管理の状況等によって異なるた</p>
--	--

<p>3. 2 嫌気ろ床・接触ばっ気方式（新構造基準第 1 3）</p> <p>(1) 保守点検</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>2) 流量調整槽</p> <p>3) 嫌気ろ床槽</p> <p>4) 接触ばっ気槽</p> <p>5) 沈殿槽</p> <p>(2) 清掃</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>2) 流量調整槽</p> <p>3) 嫌気ろ床槽</p> <p>4) 接触ばっ気槽</p> <p>3. 3 長時間ばっ気方式（旧構造基準第 2、3、6、新構造基準第 2、3、6）</p>	<p>め、汚泥等の引き出しの必要性が認められた場合には、その状況に応じて適正量引き出す。</p> <p>本方式は、嫌気ろ床槽、接触ばっ気槽、沈殿槽、消毒槽をこの順序で組み合わせた構造であり、さらに、スクリーン設備、流量調整槽、汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽が加わる。ここでは、本処理方式に採用される単位装置の維持管理について順を追って述べる。</p> <p>3. 1 (1) の 1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の 3) を参照すること。</p> <p>スカム、ろ床内汚泥、堆積汚泥の蓄積状況及び異常な水位上昇の痕跡を点検し、死水域の形成、短絡流の形成及び汚泥の流出が生じないように必要な措置を講じる。</p> <p>3. 1 (1) の 4) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の 5) を参照すること。</p> <p>3. 1 (2) の 1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (2) の 3) を参照すること。</p> <p>汚泥の蓄積量の点検結果及び付帯設備の有無等によって清掃時期を判断し、計画的に清掃を行う。</p> <p>3. 1 (2) の 4) を参照すること。</p> <p>本方式は、スクリーン設備、流量調整槽、ばっ気槽、沈殿槽、消毒槽をこの順序で組み合わせた構造であり、さらに処理対象人員により、汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽が加わる。ここでは、本処理方式に採用される単位装置の維持管理について順を追って述べる。</p>
--	---

<p>(1) 保守点検</p> <p>1) スクリーン設備 (スクリーン)</p> <p>2) 流量調整槽 (タンク)</p> <p>3) ばっ気槽 (タンク)</p> <p>①ばっ気装置</p> <p>②ばっ気槽</p> <p>4) 沈殿槽 (池)</p> <p>①越流せき</p> <p>②沈殿槽</p>	<p>3. 1 (1) の1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の3) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の4) を参照すること。</p> <p>攪拌状況、活性汚泥の沈降性を点検するとともに、槽内液の溶存酸素量、混合液浮遊物質濃度を測定し適正に保つ。溶存酸素量については槽内均等におおむね 1.0mg/l 以上になるように空気量を調整する。また、混合液浮遊物質濃度についてはおおむね 3,000～6,000mg/l に保持されるように必要な措置を講じる。</p> <p>3. 1 (1) の5) を参照すること。</p> <p>活性汚泥は適正量をばっ気槽へ返送すること。スカム及び堆積汚泥の蓄積状況を点検し、浮遊物質が流出しないように適正に汚泥を汚泥処理設備に移送する。</p>
<p>(2) 清掃</p> <p>1) スクリーン設備 (スクリーン)</p> <p>2) 流量調整槽 (タンク)</p> <p>3) ばっ気槽 (タンク)</p> <p>3. 4 標準活性汚泥方式 (旧構造基準第2、3、6、 新構造基準第2、3、6)</p>	<p>3. 1 (2) の1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (2) の3) を参照すること。</p> <p>汚泥貯留タンクを有しない場合、汚泥の引き出しは、張り水後のばっ気槽の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。</p> <p>本方式は、スクリーン設備、流量調整槽、ばっ気槽、沈殿槽、消毒槽をこの順序で組み合わせた構造であり、さらに、汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽が加わる。ここでは、本処理方式に採用される単位装置の維持管理について順を追って述べる。</p>
<p>(1) 保守点検</p> <p>1) スクリーン設備 (スクリーン)</p>	<p>3. 1 (1) の1) を参照すること。</p>

<p>2) 流量調整槽 (タンク)</p>	<p>3. 1 (1) の3) を参照すること。</p>
<p>3) ばっ気槽 (タンク)</p> <p>①ばっ気装置</p> <p>②ばっ気槽</p>	<p>3. 1 (1) の4) を参照すること。</p> <p>3. 3 (1) の3) を参照すること。なお、混合液浮遊物質濃度についてはおおむね1,000~3,000mg/l に保持されるように調整等必要な措置を講じる。</p>
<p>4) 沈殿槽 (池)</p> <p>(2) 清掃</p> <p>1) スクリーン設備 (スクリーン)</p> <p>2) 流量調整槽 (タンク)</p> <p>3) ばっ気槽 (タンク)</p>	<p>3. 3 (1) の4) を参照すること。</p> <p>3. 1 (2) の1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (2) の3) を参照すること。</p> <p>3. 3 (2) の3) を参照すること。</p>
<p>3. 5 回分式活性汚泥方式 (新構造基準第13)</p>	<p>本方式は、ばっ気槽の運転を、汚水の流入、ばっ気攪拌、ばっ気停止による上澄みの生成、特殊な装置を使った上澄みの排出、の順番にくり返し処理水を得るものである。スクリーン設備、流量調整槽、回分槽、処理水槽及び消毒槽をこの順序で組み合わせた構造であり、さらに、汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽が加わる。ここでは、本処理方式に採用される単位装置の維持管理について順を追って述べる。</p>
<p>(1) 保守点検</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>2) 流量調整槽</p> <p>3) 回分槽</p> <p>①ばっ気装置</p> <p>②処理水排出装置</p> <p>③回分槽</p>	<p>3. 1 (1) の1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の3) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の4) を参照すること。</p> <p>処理水排出装置の運転状況を点検し、処理水が適正に排出されるように必要な措置を講じる。</p> <p>攪拌状況、溶存酸素量、活性汚泥の沈降性を点検するとともに、槽内液の溶存酸素量、混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように、ばっ気量、余剰汚泥の引き抜き量を調整する等必要な措置を講じる。</p>

<p>(2) 清掃</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>2) 流量調整槽</p> <p>3. 6 オキシデーション デイチ方式 (新構造基準 第13)</p>	<p>3. 1 (2) の1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (2) の3) を参照すること。</p> <p>本方式は、ばっ気槽に特殊な機械ばっ気装置を付設し、ばっ気混合液をばっ気槽の長手水平方向に循環回遊して混合し運転する方式である。スクリーン設備、流量調整槽、オキシデーションデイチ槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序で組み合わせた構造であり、さらに、汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽が加わる。ここでは、本処理方式に採用される単位装置の維持管理について順を追って述べる。</p>
<p>(1) 保守点検</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>2) 流量調整槽</p> <p>3) オキシデーションデ イチ槽</p> <p>①ばっ気装置</p> <p>②オキシデーションデ イチ槽</p> <p>4) 沈殿槽</p>	<p>3. 1 (1) の1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の3) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の4) を参照すること。</p> <p>混合液の攪拌状況、溶存酸素量、混合液浮遊物質濃度、汚泥の堆積状況、活性汚泥の沈降性を点検するとともに、槽内液の溶存酸素量、混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように、ばっ気装置、攪拌装置、余剰汚泥の引き抜き量を調整する等必要な措置を講じる。</p> <p>3. 3 (1) の4) を参照すること。</p>
<p>(2) 清掃</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>2) 流量調整槽</p> <p>3. 7 担体流動ばっ気方 式 (新構造基準第13)</p>	<p>3. 1 (2) の1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (2) の3) を参照すること。</p> <p>本方式は、通常の接触ばっ気槽の接触材の代わりに、特殊な担体を投入し生物膜を付着させることにより生物処理を行うものである。スクリーン設備、流量調整槽、担体流動ばっ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序で組み合わせた構造であり、さらに、汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽が加わる。ここでは、本処理方式に採用される単</p>

<p>(1) 保守点検</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>2) 流量調整槽</p> <p>3) 担体流動ばっ気槽</p> <p>①ばっ気装置</p> <p>②ばっ気槽</p> <p>4) 沈殿槽</p> <p>(2) 清掃</p> <p>1) スクリーン設備</p> <p>2) 流量調整槽</p> <p>3. 8 間欠ばっ気(新構造基準第13)</p>	<p>位装置の維持管理について順を追って述べる。</p> <p>3. 1 (1) の1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の3) を参照すること。</p> <p>3. 1 (1) の4) を参照すること。</p> <p>ばっ気攪拌状況、溶存酸素量、担体の流動状況、生物膜の付着状況、透視度等を点検するとともに、担体が適正に流動するようにばっ気量を調整する等必要な措置を講じる。なお、必要に応じて担体の補充を行う。また、担体の流出防止部が閉塞しないよう注意する。</p> <p>3. 1 (1) の5) を参照すること。</p> <p>3. 1 (2) の1) を参照すること。</p> <p>3. 1 (2) の3) を参照すること。</p> <p>本方式は、通常の生物処理(ばっ気槽、回分槽、ばっ気槽(膜分離型)、オキシデーションディッチ槽及び担体流動ばっ気槽)において、間欠的にばっ気を行うことにより、好氣的条件と嫌氣的条件を交互に生じさせ、従来のBOD除去に加えて、生物学的に窒素の除去を行うものである。ここでは、本処理方式に採用される単位装置の維持管理について順を追って述べる。</p>
<p>(1) 保守点検</p> <p>1) ばっ気槽</p> <p>①ばっ気装置</p> <p>②ばっ気槽</p> <p>2) 回分槽</p> <p>①ばっ気装置</p>	<p>ばっ気装置の運転状況を点検し、散気装置が目詰まりしないようにするとともに、散気装置が水平に保持されるようにする。</p> <p>攪拌状況、PH、溶存酸素量、活性汚泥の沈降性を点検するとともに、槽内液の溶存酸素量、混合液浮遊物質濃度を適正に保持されるように、ばっ気時間、ばっ気停止時間の設定、余剰汚泥の引き抜き量を調整する等必要な措置を講じる。</p> <p>ばっ気装置の運転状況を点検し、散気装置が目詰まりしないよう</p>

②処理水排出装置	<p>にするとともに、散気装置が水平に保持されるようにする。</p> <p>処理水排出装置の運転状況を点検し、処理水が適正に排出されるように必要な措置を講じる。</p>
③ばっ気槽	
3) ばっ気槽 (膜分離型)	<p>攪拌状況、PH、溶存酸素量、活性汚泥の沈降性を点検するとともに、槽内液の溶存酸素量、混合液浮遊物質濃度を適正に保持されるように、ばっ気時間、ばっ気停止時間の設定、余剰汚泥の引き抜き量を調整する等必要な措置を講じる。</p>
①ばっ気装置	
②膜分離装置	<p>ばっ気装置の運転状況を点検し、散気装置が目詰まりしないようにするとともに、散気装置が水平に保持されるようにする。</p> <p>機器の作動状況、膜透過水の外観、膜の透過水量等を点検するとともに、膜分離装置の透過性能が長時間保持できるよう膜の薬品洗浄を実施する等必要な措置を講じる。</p>
③ばっ気槽	
4) オキシデーションディッチ槽	<p>攪拌状況、PH、溶存酸素量、活性汚泥の沈降性を点検するとともに、槽内液の溶存酸素量、混合液浮遊物質濃度を適正に保持されるように、ばっ気時間、ばっ気停止時間の設定、余剰汚泥の引き抜き量を調整する等必要な措置を講じる。</p>
①ばっ気装置	
②オキシデーションディッチ槽	<p>ばっ気装置の運転状況を点検し、散気装置が目詰まりしないようにするとともに、散気装置が水平に保持されるようにする。</p> <p>攪拌状況、PH、溶存酸素量、活性汚泥の沈降性を点検するとともに、槽内液の溶存酸素量、混合液浮遊物質濃度を適正に保持されるように、ばっ気時間、ばっ気停止時間の設定、余剰汚泥の引き抜き量を調整する等必要な措置を講じる。</p>
5) 担体流動ばっ気槽	
①ばっ気装置	<p>ばっ気装置の運転状況を点検し、散気装置が目詰まりしないようにするとともに、散気装置が水平に保持されるようにする。</p>
②ばっ気槽	<p>ばっ気攪拌状況および担体の流動状況、担体に異常がないことを確認するとともに、槽内液の溶存酸素量、PH及びばっ気時間を適正に保つよう必要な措置を講じる。</p>
3. 9 凝集剤添加型ばっ気槽 (新構造基準第13)	<p>本方式は、通常の生物処理に加え、生物処理槽 (ばっ気槽、回分槽又はオキシデーションディッチ槽) に凝集剤を添加することにより、物理化学的除去を行い、BOD、T-N、T-Pを高度に除去</p>

<p>(1) 保守点検</p> <p>1) ばっ気槽</p> <p>2) 回分槽</p> <p>3) オキシデーションディ ッチ槽</p> <p>4) 薬剤注入設備</p>	<p>を行うものである。ここでは、本処理方式に採用される単位装置の維持管理について順を追って述べる。</p> <p>3. 3 (1) の3) を参照すること。</p> <p>3. 5 (1) の3) を参照すること。</p> <p>3. 6 (1) の3) を参照すること。</p> <p>凝集剤等薬剤の注入装置の作動状況、配管を点検するとともに貯蔵タンクの残量等から薬剤の消費量を確認し、適正に薬剤が供給されるように調整するとともに、薬剤を補充する等必要な措置を講じる。</p>
--	--

3. 10 酸素活性汚泥法	
(1) 施設周辺の状況点検	共通仕様書付表4-2 1を参照すること。
(2) 通常の保守点検	共通仕様書付表4-2 2を参照すること。
(3) 清掃	共通仕様書付表4-2 3を参照すること。
(4) 保守点検	
1) スクリーン設備	共通仕様書付表4-2 3. 1 (1) の1) を参照すること。
2) 汚水調整槽	<p>整流槽・着水分配槽の調整等により、汚水調整槽への流入水量を均等にするよう調整する。機械及び電気設備の保守点検は、日常及び定期的に行い、正常な運転に寄与しなければならない。</p> <p>次の項目について日常及び定期点検を行い、正常な運転管理に反映させることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 汚泥掻き寄せ機 (2) 汚泥引抜設備 (3) 越流堰及びスカム除去装置 <p>以下の異常が発生した時は適切に対応しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 流出水の変化 (2) 池内水面の変化 (3) 汚泥の腐敗による浮上 (4) 越流堰からの汚泥の流出
3) 反応タンク	<p>運転状況によって水面積負荷を調節する。</p> <p>反応タンクの管理は、次の項目について適切に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) MLSS 濃度 (2) BOD-SS 負荷 (3) 汚泥返送比 (4) 余剰汚泥の引抜 (5) 溶存酸素 <p>設備の日常保守点検及び定期保守点検を通して反応タンクにおける安定した処理を継続することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 攪拌機

<p>4) 最終沈殿池</p> <p>(5) 清掃</p> <p>1) 流入施設</p> <p>2) 汚水調整槽</p> <p>3) 沈殿槽</p>	<p>(2) 可燃性ガスの検知</p> <p>(3) 酸素ガス供給制御装置の点検</p> <p>酸素発生装置は、管理技術者の適切な指示により運転管理及び保守点検を行わなければならない。</p> <p>以下の異常が発生した時は適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 活性汚泥の性状及び外観・臭気の異常</p> <p>1) 活性汚泥の変色</p> <p>2) 異常発泡</p> <p>3) 活性汚泥の膨化</p> <p>4) 活性汚泥の浮上及び解体</p> <p>5) 生物相の異常</p> <p>(2) 処理性能の低下</p> <p>1) 有機物除去機能の低下</p> <p>2) 大腸菌群の除去機能低下</p> <p>3) 硝化による処理水の BOD 上昇</p> <p>汚泥掻き寄せ機の運転方法は、構造、制御方法、流入汚泥量等により決定する。</p> <p>反応タンクの MLSS 濃度を維持するとともに、活性汚泥が沈殿池より流出しないように汚泥の引抜量を調節及び管理する。</p> <p>以下の異常が発生した時は適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 流出水の変化</p> <p>(2) 汚泥の浮上</p> <p>(3) 越流堰からの汚泥の流出</p> <p>共通仕様書付表 4-2 3. 1 (2) の 1) 2) を参照すること。</p> <p>共通仕様書付表 4-2 3. 1 (2) の 3) を参照すること。</p> <p>汚泥の引抜は次の事項に留意して引き抜かなければならない。</p> <p>(1) 引抜回数及び時間</p> <p>(2) 汚泥処理施設への影響</p> <p>(3) 腐敗防止</p>
--	---

3. 中継ポンプ場の保守点検に関する部分

(付表4-3)

保守点検項目一覧表

保守点検項目一覧	保守点検内容
<p>中継ポンプ場</p> <p>1. 電動ゲート</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 潤滑油の油量減少金属粉の混入、水分の浸入による乳化現象等を防ぐため、操作頻度を考慮のうえ、必要に応じて点検し、油、グリースの補給又は交換を行う。 2) 操作頻度の少ないときは、他に支障が生じない範囲で、必要に応じて1箇月に1回程度、電動又は手動の切替え操作が確実にできることを確認する必要がある。戸当たりやシャフトの腐食により動作不良を起こすことがあるので、定期的に、全開・全閉・自重降下試験を行う。 3) スピンドルが異物をかみ込んだり、また、摩耗や錆つきを起こし操作に支障を来すことがあるので、適時、清掃してグリース等を塗布することが望ましい。 4) リミットスイッチの接点動作の確認は、開閉のとき、又は1箇月に1回程度行うことが望ましい。 5) リミットスイッチの位置を調節するときは、ゲートを開閉位置の限界近くまで電動で開閉し、限界近くになったときは手動に切り替えて開閉を行い限界位置に達したことを確認してリミットスイッチの作動点を設定する。 6) トルクスイッチは、取扱説明書及び試験成績書の設定目盛りに従って行い、使用条件が変わらない限り、設定目盛りを上げない。 7) リミットスイッチ、トルクスイッチ等の設定点の調節は、分解作業を行ったときは必ず必要であるが、それ以外は行わない。 8) ブレーキが付属している場合は、ブレーキの緩め装置の錆つきによって作動できなくなることがあるので、開閉のときには注意する。また、ブレーキのクランプが摩耗して制動作用が不良のときは、クランプの調節を行う。 9) リミットスイッチボックス内の湿度が高くなると、配線端子の腐食及びリミットスイッチ等が故障する原因となるので定期的に点検を行う。

2. 除塵機械	<ol style="list-style-type: none"> 1) 取扱説明書によって、減速機に潤滑油や作動油を補給する。 2) スプロケットホイール等へのグリスは、適宜、補給する。 3) レーキとスクリーンのかみ合せ、ワイパの作動確認を行う。 4) 運転時に異常音又は異常振動がないか、また、ガイドローラが正常に回転し、異常摩耗していないか点検を行う。
3. し渣コンベア	<ol style="list-style-type: none"> 1) 機器外観に著しい腐食・塗装の剥離・変形等（機能上支障が無いか）目視による確認を行う。 2) 減速機に異常音・振動を聴覚による確認を行い、油もれ等については、目視にて確認を行う。 3) 電動機に異常音・振動を聴覚による確認を行う。電流値については、定格電流値以下であることを確認すること。
4. し渣脱水機	<ol style="list-style-type: none"> 1) 粗大物がホッパー内にある場合は、機械を停止してゴミばさみで取り除く。 2) 点検時、ホッパー、シリンダー内、ドレンホース内部に注水して洗浄する。
5. 水中汚水ポンプ	<ol style="list-style-type: none"> 1) ポンプの運転中は、揚水量、圧力、電流値、吐出弁の開度、振動、騒音等管理箇所の状況を確認し記録する。また、異常が見つかった場合には、直ちにポンプの運転を切り替えてポンプを停止させる。 2) 下水中の異物（ゴミ、砂等）による摩耗、閉塞に起因する振動、発熱、過負荷等に注意する。 3) 流入量の変動に対し、ポンプ井水位の変動幅を定め、その変動幅以内となるようにポンプ運転の選択、吐出弁の開度調節による流量制御を行う。
6. 電動吐出弁	<ol style="list-style-type: none"> 1) 電動スルース弁の減速歯車部には、潤滑油を泊面計の規定の位置まで給油する。潤滑油が劣化したときは、直ちに新しい油と交換する。また、電動スルース弁の開閉用上下限リミットスイッチは、定期的に点検及び、調節し、正常な開閉が行えるようにする。

7. 自動制御	<p>1) ポンプの自動制御は沈砂池又はポンプ井の水位を水位計によって検出し一定又は任意の水位に保持したり、揚水量を流量計によって測定して、所定の流量を送水するようポンプの始動、停止の調節を行う。</p> <p>2) 自動制御では、水位計又は流量計等の検出器の出力が制御系の主設定の対象となるので測定の誤差が生じないよう点検又は整備を行う。</p> <p>3) 季節的変化又は処理区域の増減によって流入下水量が変化する時期には、その都度、運転の設定値が最適になるようにする。また、ポンプの運転は、運転時間が平均化するよう優先順位及び運転号機の選定を行うことが望ましい。</p>
8. ホイストクレーン	<p>1) 1箇月以内ごとに1回は、定期的に次の事項について自主検査(月例点検)を行わなければならない。</p> <p>① 過巻き防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無。</p> <p>② ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無。</p> <p>③ フック、グラブパケット等のつり具の損傷の有無。</p> <p>④ 配線、集電装置、配電盤、スイッチ及びコントロールの異常の有無。</p>
9. 脱臭塔	<p>1) 損傷の有無、防水機能の確認を行う。</p> <p>2) 脱臭ファン運転状態の確認(運転電流・異音・振動等の確認) ミストセパレータのエLEMENTの表面は常に滑らかに保つよう洗剤等を用いて、洗浄すること。</p>

4. マンホールポンプ施設の保守点検に関する部分

(付表4-4)

保守点検項目一覧表

保守点検項目一覧	保守点検内容
1. マンホールポンプ マンホール蓋	1) マンホール蓋のガタつき、損傷等の確認を行う。
槽内	1) 設備の状態、マンホール内の油脂、スカムの状態等を目視点検し、記録する。
制御盤	1) 損傷の有無、防水機能の確認を行う。
ポンプ	1) ポンプの外観を目視による確認を行う。 2) ポンプ運転状態の確認（運転電流・異音・振動・運転時間及びエア抜き状態の確認） 3) ポンプの機能維持のため、絶縁抵抗計を用いて絶縁抵抗値を測定する。（1箇年に2回以上）
水位計	1) 水位計動作の確認を行う。 2) スカム等の付着物があれば取り除く。
通報装置（遠方監視装置）	1) 警報動作の確認（発報試験）を行う。

5. マンホールポンプの清掃に関する部分

(付表4-5)

清掃項目一覧表

清掃項目一覧	清掃内容
1. マンホールポンプ 槽内	1) マンホール内の油脂分、スカムの除去のため、計画的に高圧洗浄、汚物吸引清掃を実施する。（1箇年に1回程度）
ポンプ	1) ポンプ及びケーブル等に油脂、スカムの付着状態が著しい場合は、高圧洗浄による清掃を行う。
水位計	1) 水位計に油脂、スカム等の付着物が著しい場合は、高圧洗浄による清掃を行う。

付表5 (点検頻度)

(付表5-1)

処理場巡視点検頻度一覧

地区	施設名称	処理方式	処理レベル	農業集落排水協会 型式名称	処理汚水量 (m ³ /日)	処理人口 (人)	点検回数 2週/回	点検回数 1週/回
巡視回数(ただし、週2回以上の施設に合っては、1回を保守点検の報告をもって代えることができる。)								
※恵曇処理場は、土日祝祭日及び年末年始を除く毎日の巡視点検を行う。							週1回	週2回
(技術管理者は週1回以上、それ以外は担当技術者とする。)								
特環公共地区	恵曇処理場	酸素活性汚泥法	高級処理	非協会型	2,150	4,230		●
	鹿島一次処理場	前処理						●
	佐波処理場	オキシデーション・ディッチ方式	高級処理	非協会型	80	200		●
	千酌処理場	オキシデーション・ディッチ方式	高級処理	非協会型	250	650		●
	七類処理場	オキシデーション・ディッチ方式	高級処理	非協会型	600	1,100		●
	森山処理場	オキシデーション・ディッチ方式	高級処理	非協会型	310	730		●
	江島処理場	回分式活性汚泥方式	高級処理	非協会型	233	860		●
	遅江処理場	回分式活性汚泥方式	高級処理	非協会型	179	660		●
	馬渡処理場	回分式活性汚泥方式	高級処理	非協会型	100	370		●
西部地区	古江処理場	オキシデーション・ディッチ方式	高度処理	JARUS-OD	792	2,930		●
	長江処理場	回分式活性汚泥方式	高度処理	非協会型	340	1,260		●
	秋鹿処理場	鉄溶液注入連続流入間欠曝気方式	高度処理	JARUS-XIVP	1,296	4,800		●
	本庄処理場	連続流入間欠曝気方式	高度処理	JARUS-XIV	840	3,110		●
	大井処理場	連続流入間欠曝気方式	高度処理	JARUS-XIV	443	1,640		●
	生馬処理場	鉄溶液注入連続流入間欠曝気方式	高度処理	JARUS-XIVP	619	2,290		●
	大野処理場	鉄溶液注入連続流入間欠曝気方式	高度処理	JARUS-XIVP	378	1,400		●
	魚瀬処理場	長時間曝気方式	高級処理	非協会型	129	522		●
	一矢処理場	接触曝気法	高級処理	JARUS-II	73	220	●	
	手結処理場	接触曝気法	高級処理	非協会型	260	810		●

地区	施設名称	処理方式	処理レベル	農業集落排水協会 型式名称	処理汚水量 (m ³ /日)	処理人口 (人)	点検回数 2週/回	点検回数 1週/回
西部 地区	片 句 処 理 場	接 触 曝 気 法	高級処理	非 協 会 型	165	500	●	
	御 津 処 理 場	接 触 曝 気 法	高級処理	非 協 会 型	295	885		●
	鏡 処 理 場	嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式	高度処理	JARUS-V	81	300	●	
	弘 長 寺 処 理 場	回分式活性汚泥方式	高度処理	JARUS-X II	327	1,210		●
	中 来 待 処 理 場	連続流入間欠ばっ気方式	高度処理	JARUS-X IV	689	2,550		●注3
	宍道南企業団地処理場		高度処理	非 協 会 型	60	260	●	
	意 東 処 理 場	オキシデーション・ディッチ方式	高度処理	非 協 会 型	230	850		●
	朝日ヶ丘団地処理場	長時間曝気方式+高度処理	高度処理	非 協 会 型	680	3,246		●

地区	施設名称	処理方式	処理レベル	農業集落排水協会 型式名称	処理汚水量 (m ³ /日)	処理人口 (人)	点検回数 2週/回	点検回数 1週/回
東 部 地 区	大 芦 (農 集) 処 理 場	接 触 ば っ 気 法	高級処理	JARUS-III	154	570		●
	加 賀 別 所 処 理 場	接 触 ば っ 気 法	高級処理	JARUS-I	73	270	●	
	野 波 処 理 場	接 触 ば っ 気 法	高級処理	JARUS-III	403	1,490		●
	大 芦 (漁 集) 処 理 場	接 触 ば っ 気 法	高級処理	非 協 会 型	277	1,093		●
	加 賀 処 理 場	長時間曝気方式	高級処理	非 協 会 型	492	2,180		●
	野 井 処 理 場	接 触 ば っ 気 法	高級処理	非 協 会 型	151	560		●
	多 古 処 理 場	接 触 ば っ 気 法	高級処理	非 協 会 型	71	290	●	

地区	施設名称	処理方式	処理レベル	農業集落排水協会 型式名称	処理汚水量 (m ³ /日)	処理人口 (人)	点検回数 2週/回	点検回数 1週/回
東 部 地 区	沖泊処理場	接触ばっ気法	高級処理	非協会型	62	230	●	
	瀬崎 処理場	接触ばっ気法	高級処理	非協会型	122	490	●	
	万原 処理場	連続流入間欠曝気方式	高度処理	JARUS-XIV	184	680		●
	菅浦 処理場	担体流動方式	高級処理	非協会型	70	260	●	
	美保関 処理場	長時間曝気方式	高級処理	非協会型	601	3,100		●
	片江 処理場	接触曝気法	高級処理	非協会型	422	1,567		●
	稲積・北浦 処理場	接触曝気法	高級処理	非協会型	265	1,186		●
	笠浦 処理場	長時間曝気方式	高級処理	非協会型	190	950		●
	福浦 処理場	硝化液循環活性汚泥法	高度処理	非協会型	149	830		●
	雲津 処理場	担体流動方式	高級処理	非協会型	46	174	●	
	諸喰 処理場	担体流動方式	高級処理	非協会型	24	91	●	
	法田 処理場	担体流動方式	高級処理	非協会型	26	110	●	
	惣津 処理場	担体流動方式	高級処理	非協会型	63	264	●	
	入江 処理場	嫌気性ろ床併用接触曝気法	高級処理	JARUS-IVS	297	1,100		●
	二子 処理場	嫌気性ろ床併用接触曝気法	高級処理	JARUS-IVS	205	760		●

	寺津・亀尻 処 理 場	嫌気性ろ床併用接触曝気法+凝集沈殿	高度処理	JARUS-IV	146	540		●
	波入 処 理 場	回分式活性汚泥方式+凝集沈殿	高度処理	JARUS-X II	473	1,750		●

(付表5-2)

中継ポンプ場・マンホールポンプ 点検頻度及び箇所数一覧

単位：箇所

地区	施設名称	ポンプ合計	点検回数 毎日	点検回数 1回/月	点検回数 2回/月	個人MP点検回数 1回/年	小型MP点検回数 2回/年
公共汚水中継ポンプ場	向島ポンプ場		●※注1				
	東朝日ポンプ場		●※注1				
	浜佐田ポンプ場		●※注1				
	黒田ポンプ場		●※注1				
	橋本ポンプ場		●※注1				
	第二湊北台ポンプ槽		●※注1				
公共汚水マンホールポンプ	松江地区	242		13※注2	176	32	21
	宍道町	37 (60) 注3		21 (36) ※注2	13	3 (3)	
	玉湯町	31			21	10	
	八雲町	29			27	2	
	東出雲町	42		4※注2	36	1	1
特環地区マンホールポンプ	恵曇処理場	59		59			
	佐波処理場	3		3			
	千酌処理場	7		7			

地区	施設名称	ポンプ合計	点検回数 毎日	点検回数 1回/月	点検回数 2回/月	個人MP点検回数 1回/年	小型MP点検回数 2回/年
特環地区マンホールポンプ	七類 処理場	17		17			
	森山 処理場	11		11		1	
	江島 処理場	3		3			
	遅江 処理場	3		3			
	馬渡 処理場	2		2			
特環地区汚水貯留施設	本郷旧 処理場				●		
	講武北旧 処理場				●		
	講武南旧 処理場				●		
	宮内旧 処理場				●		

地区	施設名称	ポンプ合計	点検回数 毎日	点検回数 1回/月	点検回数 2回/月	個人MP点検回数 1回/年	備考
西部地区マンホールポンプ	朝日ヶ丘団地処理場	1				1	
	魚瀬処理場	13		6		7	
	長江処理場	10		10			
	大野処理場	41		26		15	
	大井処理場	28		23		5	
	生馬処理場	30		25		5	
	古江処理場	20		19		1	

地区	施設名称	ポンプ合計	点検回数 毎日	点検回数 1回/月	点検回数 2回/月	個人MP点検回数 1回/年	備考
西部地区マンホールポンプ	本庄処理場	57		53		4	
	秋鹿処理場	53		45		8	
	一矢処理場	2		2			
	片匂処理場	2		2			
	手結処理場	4		4			
	御津処理場	5		5			
	鏡処理場	2		2			
	弘長寺処理場	4		4			
	中來待処理場	22 (0) 注3		15 (0)		7 (0)	
	意東処理場	6		6			

地区	施設名称	ポンプ合計	点検回数 毎日	点検回数 1回/月	点検回数 2回/月	個人MP点検回数 1回/年	備考
東部地区マンホールポンプ	諸 喰 処 理 場	2		2			
	法 田 処 理 場	7		4		3	
	雲 津 処 理 場	5		4		1	
	菅 浦 処 理 場	6		6			
	惣 津 処 理 場	8		6		2	
	万 原 処 理 場	12		12			
	福 浦 処 理 場	5		5			
	笠 浦 処 理 場	5		5			
	稲 積 ・ 北 浦 処 理 場	9		9			
	片 江 処 理 場	14		14			
	美 保 関 処 理 場	7		7			
	沖 泊 処 理 場	1		1			
	加 賀 別 所 処 理 場	3		3			
	多 古 処 理 場	2		2			
	瀬 崎 処 理 場	5		5			
	野 井 処 理 場	5		3		2	
	大 芦 (農 集) 処 理 場	5		4		1	
	大 芦 (漁 集) 処 理 場	2		2			
	野 波 処 理 場	6		6			
	加 賀 処 理 場	13		13			
寺 津 ・ 亀 尻 処 理 場	1		1				
入 江 処 理 場	6		6				
波 入 処 理 場	1		1				

※注1・中継ポンプ場については、日曜・祝日を除く毎日とする。

※注2・点検回数1回/月は、忌部地区・東出雲（須田）・宍道（南城）・宍道（中央）地区とする。

※注3・宍道（中來待）地区は令和6年度に公共下水道へ接続予定であるため、上期（4月1日～9月30日）は集排西部エリアでの管理となり、下期（10月1日～3月31日）は公共エリアでの管理となる。

個人MP点検については、上期に集排エリアで実施とする。（）数字については下期管理数。

付表6 (水質基準)

各施設の放流水質に係る基準値

		区分	放流先	pH	BOD (mg/ ℓ)	COD (mg/ ℓ)	SS (mg/ ℓ)	T-N (mg/ ℓ)	T-P (mg/ ℓ)	大腸菌群数 (個/cm ³)	備 考
公 共 下 水 道	恵曇処理場	ア	海域	5.8~8.6	15	30	40	<u>60</u>	<u>8</u>	3,000 以下	認可書及び <u>水質汚濁防止法排水基準を定める省令一律基準</u>
	佐波処理場	イ	海域	5.8~8.6	20	<u>120</u>	30	<u>60</u>	<u>8</u>	3,000 以下	認可書及び <u>水質汚濁防止法排水基準を定める省令一律基準</u>
	七類処理場	ウ	海域	5.8~8.6	15	<u>120</u>	30	<u>60</u>	<u>8</u>	3,000 以下	認可書、下水道法施行令第5条、第6条及び、 <u>水質汚濁防止法排水基準を定める省令一律基準</u>
	千酌処理場	エ	海域	5.8~8.6	20	<u>120</u>	20	<u>60</u>	<u>8</u>	3,000 以下	認可書及び <u>水質汚濁防止法排水基準を定める省令一律基準</u>
	森山処理場	オ	宍道湖 中海	5.8~8.6	15	24	40	20	3	3,000 以下	認可書
	江島処理場	カ	宍道湖 中海	5.8~8.6	20	<u>30</u>	20	<u>30</u>	<u>3</u>	3,000 以下	認可書及び <u>水質汚濁防止法第3条3項の規定に基づく排水基準を定める条例（平成12年12月26日島根県条例第51号）</u>
	遅江処理場	キ	宍道湖 中海	5.8~8.6	20	<u>30</u>	20	<u>30</u>	<u>3</u>	3,000 以下	認可書及び <u>水質汚濁防止法第3条3項の規定に基づく排水基準を定める条例（平成12年12月26日島根県条例第51号）</u>
	馬渡処理場	ク	宍道湖 中海	5.8~8.6	20	<u>30</u>	20	<u>30</u>	<u>3</u>	3,000 以下	認可書及び <u>水質汚濁防止法第3条3項の規定に基づく排水基準を定める条例（平成12年12月26日島根県条例第51号）</u>

	区分	放流先	pH	BOD (mg/ ℓ)	COD (mg/ ℓ)	SS (mg/ ℓ)	T-N (mg/ ℓ)	T-P (mg/ ℓ)	n-Hex (mg/ ℓ)	大腸菌群数 (個/cm ³)	備 考		
集落排水施設	処理対象人口 100人以下	ケ	海域	5.0~9.0	20		50				3,000以下	水質汚濁防止法 (排水基準を定める環境省令)	
		コ	宍道湖 中海	5.8~8.6	20		50				3,000以下	水質汚濁防止法第3条3項の規定に基づく排水基準を定める条例 (平成12年12月26日島根県条例第51号)	
	処理対象人口 101人~500人	サ	海域	5.0~9.0	20		50					3,000以下	建築基準法施行令第32条第1項 (昭和25.11.16 政338)
		シ	宍道湖 中海	5.8~8.6	20		50					3,000以下	・pHについては厚生省浄化槽対策室長通知(H7.6.20日付衛生第34号)
	処理対象人口 501人以上	ス	海域	5.0~9.0	20		50			30		3,000以下	・BODについては建築基準法による構造基準を準用
		セ	宍道湖 中海	5.8~8.6	20	30	50	20	4	30		3,000以下	・SSについては農林水産省構造改善局計画部長通知(H9.2.28日付8-17)
し尿処理施設		ソ	宍道湖 中海	5.8~8.6	20		50	20	4	30	3,000以下	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の2 (昭和46.9.23日付 厚令35)	

(注) 1 水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一般排水基準又は、同法第3条第3項による上乗せ基準が適用される区域については、下水道法施行令第6条第1項の基準にかえて、これらの基準が適用される。(下水道法施行令第6条第2項)

【 参考資料 】

保守点検に含まれる内容を以下に示す。

保守点検に含まれる内容
1)潤滑油類費（補充用のオイル・グリースなど）
2)燃料費（作業用、車両用等ただし、非常用発電機、ポンプ及び脱水車を除く）
3)光熱水費（受注者が用意し、使用するもの）
4)通信費（専用回線等の発注者用は除く）
5)塗装費（軽微な部分補修用塗料）
6)報告記録用紙費
7)一般汎用什器、備品（損料・リース）及び消耗品
8)小規模な電気機器修繕（概ね3万円未満の修繕）
9)薬品費
※上記項目の調達において、業務の実施に必要なものは受注者が支払うこと。

保守点検に含まれる什器・備品・小規模な修繕及び消耗品の例

什器・備品・小規模な修繕の例	消耗品の例
連絡用自動車・自転車・電話機・携帯電話・FAX・パソコン・プリンター・事務用机・事務用椅子類・書庫類・黒板類・被覆類・写真機・茶器類・点検整備及び小修理に用いる汎用工具類及び汎用測定器具（テスター・検電器具類）・Vベルト・フロート・エアポンプ・マグネットスイッチ・アワーメータ・クーリングファン・カムスイッチ・タイムカウンター・通報装置用バッテリー等	<ul style="list-style-type: none"> ・整備用品（清掃用具、ウエス、洗浄油類） ・補修用材料（ボルト・ナット・パッキン・ヒューズ・ランプなど一般汎用品の範囲内とする。） ・衛生用品（石鹼・消毒薬・救急用薬品・トイレトペーパー） ・その他日用品、事務用品（コピー用紙・事務室蛍光灯・ゴミ袋等） ・殺虫剤（殺虫プレート・エアゾール等）

保守点検に含まれる薬品の例

地区	施設名称	薬品			
特環公共地区	恵曇処理場	固形塩素消毒剤	ポリ硫酸第二鉄 (汚泥脱水用)	高分子凝集剤 (汚泥脱水用)	
	佐波処理場	固形塩素消毒剤			
	千酌処理場	固形塩素消毒剤			
	七類処理場	固形塩素消毒剤	高分子凝集剤 (汚泥脱水用)		
	森山処理場	固形塩素消毒剤	ポリ塩化アルミニウム		
	江島処理場	固形塩素消毒剤			
	遅江処理場	固形塩素消毒剤			

	馬 渡 処 理 場	固形塩素消毒剤			
--	-----------	---------	--	--	--

地区	施 設 名 称	薬 品			
西 部 地 区	古 江 処 理 場	次亜塩素酸ソーダ (消毒・減量装置用)	高分子凝集剤 (汚泥濃縮用)	塩 酸 (減量装置用)	亜 硫 酸 (減量装置用)
	長 江 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	秋 鹿 処 理 場	次亜塩素酸ソーダ	塩化第二鉄液		
	本 庄 処 理 場	次亜塩素酸ソーダ	高分子凝集剤 (汚泥濃縮用)		
	大 井 処 理 場	固形塩素消毒剤	高分子凝集剤 (汚泥濃縮用)		
	生 馬 処 理 場	次亜塩素酸ソーダ	高分子凝集剤 (汚泥濃縮用)	塩化第二鉄液	
	大 野 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	魚 瀬 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	一 矢 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	手 結 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	御 津 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	片 匂 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	鏡 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	弘 長 寺 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	中 来 待 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	宍道南企業団地処理場	固形塩素消毒剤	ポリ塩化アルミニウム	苛 性 ソ ー ダ	
	意 東 処 理 場	固形塩素消毒剤			
	朝日ヶ丘団地処理場	次亜塩素酸ソーダ			

地区	施設名称	薬品			
東 部 地 区	大芦（農集）処理場	固形塩素消毒剤			
	加賀別所処理場	固形塩素消毒剤			
	野波処理場	固形塩素消毒剤			
	大芦（漁集）処理場	固形塩素消毒剤			
	加賀処理場	固形塩素消毒剤			
	野井処理場	固形塩素消毒剤			
	多古処理場	固形塩素消毒剤			
	沖泊処理場	固形塩素消毒剤			
	瀬崎処理場	固形塩素消毒剤			
	万原処理場	固形塩素消毒剤			
	菅浦処理場	固形塩素消毒剤			
	美保関処理場	固形塩素消毒剤			
	片江処理場	固形塩素消毒剤			
	稲積・北浦処理場	固形塩素消毒剤			
	笠浦処理場	固形塩素消毒剤			
	福浦処理場	固形塩素消毒剤			
	雲津処理場	固形塩素消毒剤			
	諸喰処理場	固形塩素消毒剤			
	法田処理場	固形塩素消毒剤			
	惣津処理場	固形塩素消毒剤			
入江処理場	固形塩素消毒剤				
二子処理場	固形塩素消毒剤				
寺津・亀尻処理場	固形塩素消毒剤				
波入処理場	固形塩素消毒剤				

平成25年3月 作成 (平成25年4月1日摘要)
平成26年4月1日 改定 (平成26年4月1日摘要)
平成27年4月1日 改定 (平成27年4月1日摘要)
平成28年4月1日 改定 (平成28年4月1日摘要)
平成29年4月1日 改定 (平成29年4月1日摘要)
平成30年4月1日 改定 (平成30年4月1日摘要)
平成31年4月1日 改定 (平成31年4月1日摘要)
令和 2年4月1日 改定 (令和 2年4月1日摘要)
令和 3年4月1日 改訂 (令和 3年4月1日適用)
令和 4年4月1日 改訂 (令和 4年4月1日適用)
令和 5年4月1日 改訂 (令和 5年4月1日適用)
令和 6年4月1日 改正 (令和 6年4月1日適用)

松江市上下水道局 上下水道部 施設整備課